

サステナビリティ関連訴訟の近時の動向¹⁾

松 井 智 予

要 旨

企業がサステナビリティのために解決しなければならない課題は多岐にわたり、利害関係者も多様である。利害関係者は、訴訟を含む法的手段によって自己の権利を実現し、企業のサステナビリティ実現への取り組みを促そうとする。現状、様々な属性の当事者が様々な訴訟を起こしているが、法域間・利害関係者間・あるいは法と判例の間で、優先すべき救済についての考え方が衝突していないだろうか。

以上の疑問に対し、本稿は気候・人権にかかる利害関係者の訴訟の地理的・事業別の特徴を明らかにすることを試みた。訴訟を丹念に分類すると、企業によってどのような訴訟が提起されるかが明確に異なっており、また国や地域によっても救済に特有の傾向があることが分かった。つまり、理論的には多様なステイクホルダーによる請求が錯綜しうるとしても、現実には個別の企業は特定の種類の訴訟にしか直面していないと考えられる。

しかし、訴訟の数や勝訴可能性、損害賠償額が気候変動や人権意識の高まりとともにさらに増加すれば、企業のリーガルコストは増加する。ある地域のあるステイクホルダーへの救済が、企業全体の存続や将来のステイクホルダーに恩恵を分配できる余地に影響を与える場面も出現する可能性がある。日本では気候変動訴訟も消費者訴訟も活発でない。一方で、住民が株主たる地位を利用して原発訴訟を提起するなど、制度上はむしろ株主による請求のほうが簡便なのではないかと考えられる場面もある。国内のステイクホルダーを救済するための法整備は、国際的な枠組みとの整合性を見ながら進める必要があるだろう。また、各国が多様な私人の訴訟提起を促すことでサステナビリティを促進しようと進めることで、救済の重複や欠落が起きないか、その効率性全般について国際的に議論することも必要ではないか。

1) 近年の動向につき、https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/wp-content/uploads/2023/06/Global_trends_in_climate_change_litigation_2023_snapshot.pdf, https://www.clydeco.com/en/insights/2022/07/insight-on-the-global-trends-in-climate-change-lit#_ftn12

1. 総論

1-1 訴訟リスクによる移行コストの増加

サステナビリティは従来、企業に自主的に導入するインセンティブがあると説明されてきたが²⁾、近年、規制による義務付けが急速に拡大しつつある。日本の会社法で典型的に問題とされるのは、投資家との関係でのサステナビリティ開示やリスクマネジメントにかかる経営陣の責任であるが³⁾、諸外国では多様性確保の開示を求める規制、会社の経営者および労働者の報酬格差に関する開示を求める規制などがサステナビリティ開示の一部として捉えられている国もあり⁴⁾、またサプライチェーン上のリスクの洗い出しと対処を求める取引規制、商品やサービスにかかる表示に関する消費者保護法分野のグリーンウォッシュ規制など、関連する事業活動規制もサステナビリティ関連規制として整理されうる⁵⁾。

近年では、こうした多岐にわたる規制を様々に利用した行政及び私人（個人企業）による/対する責任追及が急増している。CO₂排出に係る責任を例にとると、①企業は地域住民等から過去に排出したCO₂に係る損害賠償を求める不法行為訴訟に直面すると同時に、②先進国 NGO から将来のCO₂排出量削減計画に基づく事業計画の遂行や具体的なプロジェクトに際してのアセスメント等の強化を求められる。また、実行に際しては国際機関や国家の義務付けに従った計画達成も求められる。③企業は、誤ったCO₂排出量を表示した商品やサービスを提供した場合、消費者からの集団訴訟を提起される可能性がある。④企業は、自社が策定したCO₂排出実績や削減計画についての開示や表示の誤りが発覚した際に、投資家から虚偽記載による証券訴訟を提起されることもある。法域によっては、内部告発者に報酬を与える制度によってこうした訴訟のリスクが増幅する可能性もある。2024年7月23日の国際司法裁判所（ICJ）による国際法上の国家の気候変動対応義務に関する勧告的意見⁶⁾に対してノルテ判事はICJが国際的に非難されるべき行動の分析や救済には限界があると述べる⁷⁾。

こうしたリーガルリスク/コストはすべての企業について増加している（サステナビリ

2) 企業の導入インセンティブとして、①投資家に対するアピール（サステナブル投資/サステナブルファイナンスによる資金調達円滑化）、②消費者への訴求（エシカル消費）、③労働者へのアピール（若年層求職者の社会貢献の重視）などが挙げられる。

3) 日本の制度としてサステナビリティ開示規制、サプライチェーン人権尊重ガイドラインが挙げられる。

4) 遠藤公嗣「『賃金透明』政策の国際的発展—男女間賃金格差開示と同一価値労働同一賃金原則」経営論集70巻3.4号113頁など、賃金開示は男女格差を解消する多様性推進の一環として導入され、サステナビリティ施策の一部とされる。

5) 具体的には途上国における開発者に対する開発許可・環境アセスメント関連規制、メーカーに影響を与える上市規制（EU バッテリー規則など）、大企業に労働者やサプライヤーの人権擁護の責任を負わせるデューディリジェンス規制（CSDDD）、消費者をエンパワーメントするEUのグリーンウォッシュ指令（UCPD および CRD の改正）、労働者に対する前注の賃金開示規制などがある。

6) ICJ 2025, 23 July advisory opinion on Obligation of States in Respect of Climate Change.

ティに取り組まない企業に対してより多く発生する) 不可避なコストである。もっとも、現状どの程度のリーガルリスクが発生しているかの把握は難しく、またすでに導入が確実視されていた制度を廃止する国家もあるなど⁸⁾採用すべき基準が不明確ななかで⁹⁾、どのように取り組みれば訴訟コスト低下のメリットが顕著に享受できるかは明らかでない。

サステナブルな社会への移行に際してこうした不確実性を含めた高い執行コストが企業に転嫁されていることは、企業が真剣サステナビリティに取り組む妨げになっている可能性がある。また企業にも、制度導入自体に消極的態度を示すだけでなく、投資家に対して訴訟を提起したり、気候変動に重い責任を負わせる国から退出するなどの反発を示すものがある。本稿の目的は、世界規模でみたときに、サステナビリティ訴訟関連のリーガルリスクがどのような国において、またどのような企業に対して高まっているかの見取り図を描き、リーガルコストの偏在を踏まえて企業関連法制の将来の展望について考えることである。なお、通常法律論文では判決を紹介する際には原告適格や法律上の利益、因果関係などの訴訟における個別の困難を分析するが、この分野について住民や消費者と企業とが織りなす利害関係はグローバル・ノースとサウスとで異なるため、法律構成を細かく分析することにはあまり意味がない。そこで、本稿では国際的に展開するサステナビリティ関連訴訟の広がりをするだけ遺漏のないよう把握することを目的とし、特徴をつかむのに必要な判例・文献だけを引用することとする。

訴訟の傾向を大きく言えば、①エネルギーや基幹的な資源（銅、レアアースなど）の採掘段階において寡占状態にある、大規模・特定業種・特定地域の企業は、気候変動訴訟の対象となりやすい。ただし、小売業が寡占となっている場合、そのサプライチェーンにおける採掘分野への責任は未確立である。②小売・自動車・運輸分野における大企業は消費者訴訟の対象となりやすい。最終的な製品に限らず、問題となっている部品の製造者も責任を負う。③証券訴訟の対象となるのは特にアメリカで上場している各種企業である。国単位で司法制度を見れば、住民の被害の救済に裁判所が積極的な南米、消費者や住民の人権の保護に積極的な EU、投資家による規律に期待する証券制度を持つアメリカなど、それぞれにロジック

7) Declaration of Judge Nolte, 同意見においては、条約により予測不可能な義務を負う国家は締約に意欲的でなくなるかもしれないといったおそれがあること、また損害賠償について裁判所が個別の係争手続に委ねることは、賠償請求に対して誤った期待を抱かせるリスクがあることを述べる。

8) Nasdaq ルールの多様性要件の廃止、EU におけるオムニバスパッケージの導入など。

9) 政策自体が不確実であることは、社会全体にとってコストとなるが、その中でサステナビリティについて確実なシグナリングを発し続けている企業は短期的なリスクヘッジ対象となると考えられる (Feiyan Sha, Changxu Ding, Xiaoyu Zheng, Jun Wang, Yafang Tao, Weathering the policy Storm: How trade uncertainty shapes firm financial performance through innovation and operations, *International Review of Economics & Finance*, 10.1016/j.jiref.2025.104274, 102, (104274), (2025)). また、ある程度までは政策の不確実性が ESG への取り組みを加速するという (Xia Liu, Cong Zhang "The nonlinear impact of trade policy uncertainty on corporate ESG performance" *International Review of Economics & Finance*, Volume 103 (2025), <https://doi.org/10.1016/j.jiref.2025.104413>).

が存在するが、日本での訴訟はいずれも現状では低調である。

国際的に展開する企業は重複して複数法域で訴訟の対象となりうるため、リーガルリスクの全貌は掴みづらくなる一方で、日本では巨大企業でなければリーガルリスクを意識する機会は少ないかもしれない。しかし、チョークポイントにある大企業が負担するサステナビリティ経営への移行（失敗）のリーガルコストは、価格移転によって産業全体に波及する。また、それらの企業は付保や国家支援などによってリスク軽減を行うかもしれないが、国際機関はこうした支援にも厳しい姿勢を示しているほか、保険収支の不安定化、国家による補償の拡大による財政の悪化（あるいは投資先国政府の財政悪化¹⁰⁾）などにより最終的には日本社会全体に影響しうるから¹¹⁾、訴訟の現状を把握しておくことは重要であろう。

1-2 訴訟の全体像

企業のサステナビリティ訴訟は、各国固有の問題を含んで多岐にわたる。本稿では、国際的な広がりがある課題として、GHG (CO₂) 排出のほか特に開発による人権侵害をめぐる訴訟を取り上げる。訴訟の法的構成は様々だが、主体・動機別に分ければ以下のように分類できよう。

- ① CO₂排出や人権侵害など企業の過去・現在の不法行為によって現に不利益を受けた者が損害賠償を求めるもの、また環境団体・市民団体（あるいは行政庁）が、企業の将来にわたる活動に対する差し止めや制限（プロジェクトの環境審査・許可の遅延、CO₂吸収取り組みの義務付け、気候変動を考慮した経営計画およびそのための資金準備）を求めるもの¹²⁾
- ② 競争相手や消費者（製品等購入者）が商品の性能（環境負荷）についての虚偽の表示やそれによる不正競争の惹起を問題とし、差し止めや損害賠償を求めるもの
- ③ 投資家が、現在あるいは将来の経営計画と実態の乖離を虚偽記載と解釈し、そうした表示と異なる事実が明らかになったイベントを契機として証券訴訟を提起するもの。

上記①の訴訟のうちCO₂排出を原因とし企業を対象とするものを、いわゆる「気候（変動）訴訟¹³⁾」の「水平訴訟¹⁴⁾」（行政庁を対象とする「垂直訴訟」と対比される¹⁵⁾）と呼ぶ。CO₂の排出にかかる訴訟は比較的広い地域で係属しており、訴額の面でも拡大し、法理も発展し

10) ヨーロッパでの ISDS 条項による補償について、CJP “Overview of European Climate Litigation” (<https://cjp.eli.org/curriculum/overview-european-climate-litigation>) Box.1参照。

11) 訴訟以外の外部費用の内部化の方法の一つとして、倒産リスクを織り込んだ金利や保険商品、あるいはデリバティブなどの算定モデルの開発が考えられる。超長期にわたる気候変動等の影響は算定が困難であり、従来そうしたリスクを包括的に考慮するモデルは発展してこなかったと考えられるが、これが実現すれば、実際にリーガルリスクも含めたリスクの増大が数値化される可能性がある。

12) 前注は、気候変動訴訟を3タイプ (mitigation, adaptation, damages) に分けて定義しており、本文の記述はこれを参照したもの。なお、日本における気候変動訴訟照会論文として、たとえば阿部紀恵「気候変動訴訟の世界的動向（改訂版）」国際法学会エキスパートコメント No. 2022-6（2025年8月15日参照）がある。

つつある¹⁶⁾。

他方で、有力な NGO が温暖化に取り組んでいる欧米と異なり¹⁷⁾、開発に反対する部族や個人が訴訟を提起するグローバルサウスでは、温暖化訴訟について異なる定義が提唱される¹⁸⁾。そこでは温暖化だけでなく具体的な開発による汚染も問題となるため、汚染されない環境で生きる権利（人権）が同一の場で主張されることも多い。鉱物資源開発等に関して人権侵害を問題として労働者や現地住民が提起する訴訟はこれに近接する。

雇用に係る労働災害、住民の公害などによる環境被害にかかる訴訟は、憲法や温暖化防止にかかる国際合意に依拠せずとも、個別の法令に基づいて操業地で提起可能であるが、現地での救済が十分でないことにより、先進国での訴訟が試みられてきた¹⁹⁾。近年ではアフリカで大きな開発を行っている石油会社の本社があるイギリスで勝訴事例が出ているほか²⁰⁾、大規模鉱山会社の海外活動が盛んなカナダでもその主張が認められた例がある²¹⁾。

上記①の訴訟は、資源開発を行う世界的大企業・当該地域での開発を仕切る国有企業に対し提起されることが多い。日本では、炭素排出にかかる欧米型の訴訟は少なく、訴訟は新規

13) 大坂恵理「アメリカにおける気候変動訴訟とその政策形成および事業者行動への影響（１）」東洋法学 56巻1号85-108頁（2012年7月）、川端健太ほか「日本における気候変動訴訟の近時の動向—神戸石炭火力民事訴訟地裁判決（神戸地判令和5年3月20日）」、島村健「日本の気候変動訴訟」法学館憲法研究所 Law Journal 102巻38号102頁。

14) シェルやトタルに対する訴訟提起の位置づけについて中西優美子「欧州での気候変動訴訟にみる企業の責任」経団連タイムス2022年3月24日、Dominic Stefer “Horizontal Climate Lawsuits Before European Courts: Bridging the Gap between Causers and Victims of Global Warming?” McGill Business Law Platform, Jul. 18, 2023, (<https://www.mcgill.ca/business-law/article/horizontal-climate-lawsuits-european-courts-bridging-gap-between-causers-and-victims-global-warming>).

国際的な定義の違いについて 後掲注48。

15) 国民または非政府組織が国に気候変動を遅らせるためのより厳しい措置の実施や、合意された措置を厳格な法律や規制手段に移行させる措置を義務付させるための訴訟。オランダの THE STATE OF NETHERLANDS V. STICHTING URGENDA (ECLI: NL: HR: 2019: 2007, DATUM UITSpraak 20-12-2019)、フランスの COMMUNE DE GRANDE-SYNTHÉ V. FRANCE (CONSEIL D'ETAT N° 467982, DÉCISION DU 10 MAI 2023) など。国際機関が政府の義務を認定する判決、たとえば2024年4月9日の欧州人権裁判所判決 (ECtHR 9 APRIL 2024, NO. 53600/20, VEREIN KLIMA SENIORINNEN SCHWEIZ AND OTHERS V SWITZERLAND) もこれに含まれる。

16) 注8、34のほか、繁田泰宏「国際法を利用した気候変動訴訟の現状と課題」大阪公立大学法学雑誌 2023、69巻3-4号69頁など参照。

17) Michael S. Breve, “The Private Enforcement of Environmental Law” 65 TUL. L.Rev. Issue 2 (1990) は、NGO 主導の欧米の法システムの政治的特殊性（法が民間による法執行（市民訴訟）に依存している状況、そのなかで環境関連市民訴訟の強化・拡大がなされてきたが、環境保護団体が汚染者から金銭を徴収することを許すことにより報酬と同等のインセンティブが生じている）を指摘する。

18) Maria Antonia Tigre, Natalia Urzola and Alexandra Goodman, “Climate litigation in Latin America: is the region quietly leading a revolution?” Elgar Online Vol. 14: Issue 1, p67-93 (Apr. 2023, DOI: <https://doi.org/10.4337/jhre.2023.01.04>)

19) 後注65参照。原告や不法行為地を問わず管轄が認められる ATS の域外適用を否定する判例以降、ヨーロッパやカナダが訴訟の提起地となっている。

20) Vedanta Resources Plc and Konkola Copper Mines Plc v Lungowe and Others [2019] UKSC 20. (<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2017-0185.html>)

21) 後掲注81・82参照。

の石炭火力発電所建設に対して近隣住民から起こされた訴訟の例があるのみである。また、人権についても国内訴訟は見られない。

②の類型は、消費者による景表法・不正競争防止法関連訴訟であり、資源開発会社に対して提起される①訴訟と異なり、消費財を生産する会社に対し、専ら消費者が自己の使う製品の環境負荷に敏感な欧米において提起される。その多くは差止訴訟の形態をとるが、製造物責任法類似の損害賠償請求訴訟の形をとることもある。この形態の訴訟はアメリカだけでなく EU やコモンウェルスでも活発であり、有名なのが、VW の CO₂ 排出基準の認証不正（いわゆる「ディーゼルゲート事件」）にかかる消費者訴訟である²²⁾。

日本では、2022年に日野自動車のエンジン不正問題が発覚し、当該エンジンに関連する車種を生産していた自動車会社各社に影響が波及した²³⁾。この事案に関しては、日本では自主的にリコールおよび補償が行われ、訴訟は行われていないが、海外では日野自動車に対する多数の消費者訴訟が提起されており、消費者の所在によって企業が払い出す損害賠償に不均衡があることが指摘されている²⁴⁾。

最後に③の類型は証券訴訟であり、私訴により訴額の大きな請求が可能なアメリカで提起されている。イベント・ドリブン訴訟は、財務以外の事業内容の開示の比重が増すにつれて、報道や事故などを契機として当該開示の虚偽を制裁しようとするものであり、価格下落の損失に対する補償を得ようとする投資家は活発にイベント・ドリブン訴訟を提起している。原告の主張は必ずしもサステナビリティに関するものとは限らないが、サステナビリティ開示の強化や2021年以降の SEC による温暖化に係る開示内容の重点的規制に際しては訴訟の増加が予想された。日本では、日野自動車の認証不正問題について実現はしていないが証券訴訟を提唱する動きがあり、潜在的な証券訴訟のリスクは高い。

2. 被害者による訴訟

2-1 気候変動訴訟の分類と動向

気候変動訴訟の定義はデータ収集者によって異なり、訴訟のデータベースにも様々なものがある。UNEP の2023年レポートなど²⁵⁾、どのような訴訟をデータベースに入れるかはデー

22) 2024年5月15日、フォルクスワーゲンとイタリアの自動車所有者を代表する Altroconsumo が、5,000万ユーロ以上の和解を発表している。

23) 日野自動車の認証不正問題については、日野自動車2022年8月2日プレスリリース「特別調査委員会による調査報告書公表のお知らせ」(<https://www.hino.co.jp/corp/news/2022/20220802-003303.html>) 参照。

24) 日本経済新聞2025年3月23日記事「日本企業の「償い」、海外偏重 日野は制裁金1,800億円」

25) UNEP “Global Climate Litigation Report: 2023 Status Review”；セイビン気候変動法センターおよびコロンビアロースクールの気候変動訴訟データベース (<https://climatecasechart.com/>)；CRRP Interactive Map of Climate Cases (<https://climaterightsdatabase.com/interactive-climate-case-map/>) など。

タ収集者によって違いがあるが²⁶⁾、各国政府・国際機関に申し立てられる気候変動訴訟の件数は増加している。訴訟の分布には偏在があり、セイビン気候変動法センターデータベースによれば、2023年11月までに申し立てられた2,485件の世界での訴訟のうち、1,678件はアメリカで申し立てられている。残りの807件のうち、134件はオーストラリア、100件はイギリス、77件はブラジル、69件はEU、54件はドイツ、35件はカナダであるという²⁷⁾。2025年に国際司法裁判所において国家の対世的な義務が肯定されたことにより²⁸⁾、今後より多くの訴訟が提起されることが予想される。

2-1-1 アメリカEPAに基づく訴訟の優越

アメリカは訴訟件数は群を抜いて多いものの、連邦の政策が政治動向に大きく左右され、州ごとの対立が激しいこともあって、私人－政府間のいわゆる垂直訴訟や州政府が連邦政府の合衆国環境保護庁（EPA）を訴えるなどの政府間訴訟も多く含まれる²⁹⁾。訴訟を支える判例・法令成立の経緯としては³⁰⁾、2007年にCO₂など温室効果ガス 4 物質を大気浄化法（Clean Air Act）302条（g）に定義する大気汚染物質（air pollutant）に該当するとして連邦環境保護庁（EPA）に新車のCO₂排出規制権限を認める範理恵が出され³¹⁾、2009年にEPAが科学的根拠に基づくとして温室効果ガス（GHG）は公衆衛生と公共の福祉を脅かすとの危険認定を行ったことで³²⁾EPAの規制が活発化したという背景が重要であろう。なお、2022年には保守化した米国最高裁がEPAの権限を抑制する判決を出し³³⁾、さらに2025年に

26) 政府の開発方針への反対や具体的な自然災害・過開発の被害に対する補償請求を気候変動訴訟に含めるか、また救済の方式を問わず気候変動訴訟に含めるかなど。

27) Thom Wetzter, Rupert Stuart-Smith, and Arjuna Dibley Authors Info & Affiliations, “Climate risk assessments must engage with the law” “Science 11 Jan 2024 Vol 383, Issue 6679 pp.152–154参照。

28) 2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は国連総会の要請（国連総会決議77/276）に対し、気候変動印鑑する国家の義務についての勧告的意見（advisory opinion, General List No. 187, 23 July 2025 “OBLIGATIONS OF STATES IN RESPECT OF CLIMATE CHANGE”）を公表した。同意見においては、気候変動関連条約（気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定）、国連海洋法条約、気候以外の国際環境条約、慣習国際法および国際人権法に基づき、歴史上初めて、地球の気候システムを守るために各国が果たすべき「相応の注意義務（デュー・ディリジェンス）」を明確にし、人為的温室効果ガス排出による気候や自然への影響を回避する国家の義務を認めた。ICJは、国家が上記義務に違反した場合には、国家責任が生じ、その法的帰結として、違法な行為または不作為（化石燃料の生産・消費・探査許可・補助金の付与等も含む）の停止、再発防止の保証、および被害を受けた国家に対する完全な賠償（返還、補償、満足）等を行わなければならない可能性があると述べた。当該国家の義務は、erga omnes（対世的義務）の性質を持ち、被害国でなくとも責任を問うことができるが、救済（賠償等）は別であるとされた。

29) 大坂恵理「アメリカにおける気候変動訴訟の現況—訴訟を通じた気候正義の実現に向けて」日本の科学者 Vol. 57 No. 12 69頁。

30) 以下経緯および法律構成については Congressional Research Service “U.S. Climate Change Regulation and Litigation: Selected Legal Issues (updated April 13, 2017)” (R44807)

31) Massachusetts v. EPA, 549 U.S. 497 (2007).

32) EPA, “Endangerment and Cause or Contribute Findings for Greenhouse Gases Under Section 202(a) of the Clean Air Act,” 74 Fed. Reg. 66,496 (Dec. 15, 2009).

33) CNN2022年7月1日記事 “米最高裁、気候変動と闘う環境保護局の権限抑える バイデン政権に衝撃” (<https://www.cnn.co.jp/usa/35189819.html>)

は EPA 自身が大気浄化法に対する規制緩和案を発表し³⁴⁾、2009年以降の GHG 排出規制が撤廃される可能性が生じている。

私人間の水平訴訟では私人が企業を訴えるが、州政府が発電会社5社に対して差止めを申し立てた訴訟の2011年最高裁判決において、EPA による大気浄化法の規制がある場合にはそれが優先するとして、原告から対企業への連邦コモンロー（nuisance など・州コモンローについては判示なし）に基づく司法手続きを認めない判断が出されたため³⁵⁾、EPA の権限拡大により逆に水平訴訟にハードルが発生した。

企業に対する私人の気候変動訴訟はしたがって消費者訴訟タイプのものが目立つ。例えば州政府から石油会社に対する訴訟で、気候変動による危機について正確に認識していたにもかかわらず、過去数十年にわたって気候変動対策の必要性に疑問を投げかける内容のロビー活動を行い、他方で、温室効果ガスの排出を削減する効果がある旨の表示を行って商品（ガソリン）を販売していたことが、消費者に対する欺罔行為であると主張された訴訟が存在する³⁶⁾。

2025年以降、最高裁の立場は難しいものとなっている。最高裁は、政府に対する私人の気候変動訴訟に対して原告適格を否定する一方³⁷⁾、政府から企業に対する訴訟については、訴訟を阻止する共和党州の試みを否定している³⁸⁾。また、マサチューセッツ州、ハワイ州、コロラド州の州最高裁判所による州法違反（石油会社の欺瞞的なマーケティングや公式声明）に係る訴訟の続行を認める決定に対し、石油会社が連邦裁判所に行った控訴申立てを却下した³⁹⁾。主として州政府から企業への訴訟を優越させるこのような方針に対し、5月に連邦司

34) 2025年6月11日、EPA は、CAA に基づきバイデン政権下で定められた炭素汚染基準（CPS）および2015年の GHG 新排出源性能基準規則に基づいて化石火力発電所に定められた温室効果ガス（GHG）排出基準を廃止し、また水銀・大気有害物質基準（MATS）に関しても規制緩和をする規則案を公表した（EPA 40 CFR Part 60 [EPA-HQ-OAR-2025-0124; FRL-12674-01-OAR] RIN 2060-AW55 Repeal of Greenhouse Gas Emissions Standards for Fossil Fuel-Fired Electric Generating Units）。また、同年8月1日には自動車の GHG 排出規制の根拠となる2009年の危険認定（Endangerment Finding）を取り消す提案を発表している（EPA 40 CFR Parts 85, 86, 600, 1036, 1037, and 1039 [EPA-HQ-OAR-2025-0194; FRL-12715-01-OAR] RIN 2060-AW71）。

35) Am. Elec. Power Co. v. Connecticut, 564 U.S. 410, 423 (2011), 否定した他の例として6 Native Village of Kivalina v. ExxonMobil Corp., 696 F.3d 849 (9th Cir. 2012)。

36) 久保田修平「気候変動と企業の法的責任」環境管理 Vol. 58 No. 6 (2022年6月) 37頁, Commonwealth v. Exxon Mobil Corp. No. 1984CV03333 (Mass. Super. Ct. filed Oct. 24, 2019) State v. American Petroleum Institute, No. 62-CV-20-3837 (Minn. Dist. Ct. filed June 24, 2020), District of Columbia v. Exxon Mobil Corp., No. 2020 CA 002892 B (D.C. Super. Ct. filed Jun. 25, 2020)。こうした訴訟において企業の責任が発生する契機となる「情報開示」は、投資家向けのものだけでなく一般的な CSR 報告書、過去に新聞に掲載された意見広告、さらには商品の表示にまで及ぶとのことであり、どちらかといえば消費者訴訟に類似すると考えられる。

37) 政府政策による傷害を主張する Juliana, et al v. United States of America, et al (Case No. 6: 2015cv 01517) に対する2025年3月24日判決。

38) 2025年に3月10日米国最高裁判所は、民主党主導の州裁判所における石油・ガス産業に対する気候変動訴訟を阻止することを目的とした共和党主導の19州の司法長官による訴訟を却下した（158, Orig. Alabama, et al. v. California, et al. 604 U.S. ____ (03/10/2025)）。

法省はハワイ州とミシガン州を訴え、州が気候変動による被害について州裁判所に化石燃料会社に損害賠償を求めるのを阻止した⁴⁰⁾。司法省はまた、ニューヨーク州とバーモント州を訴え、化石燃料企業に以前の温室効果ガス排出量に基づいて州ベースの基金への支払いを強制する気候スーパーファンド法に異議を唱えた。さらにトランプ政権下ではCAA改正が提案されており、GHG排出を規制する2009年以來のEPAの権限は失われる可能性がある⁴¹⁾。この場合、逆にコモンロー上の請求権が復活する可能性がある⁴²⁾と指摘される。

2-1-2 ヨーロッパ不法行為に基づく水平訴訟と垂直訴訟の併存

ヨーロッパにおける気候変動訴訟は、温室効果ガスの排出削減により野心的な目標を設定し、実現するよう、憲法および国際法に由来する人権に基づく⁴³⁾政策の実行を求めるもの（垂直訴訟）が多い⁴⁴⁾。ただし、経営計画やインフラプロジェクトを気候変動に適応させなかったこと、環境アセスメント手続における瑕疵などを根拠としたプロジェクトの差止め請求は水平訴訟に波及しており、訴訟の蓄積により請求上の不確実性は減じてきている⁴⁵⁾。また、化石燃料会社に対しては、制定法上の不法行為の著名な訴訟が発生しているとされる⁴⁶⁾。特に気候変動に関して企業が負う注意義務を拡大するために欧州諸国が行った民法の改正（フランス、ドイツ、英国、オランダ、ノルウェーの警戒義務法）により、大企業は長期戦略において環境リスクと人権を考慮することやサプライチェーンの監視を義務付けられており、これによって警戒義務訴訟が急増していると指摘される⁴⁷⁾。

Milieudefensie v. Shell 事件（2021）⁴⁸⁾

Royal Dutch Shell 社（以下 RDS 社）は、2019年・20年に、シェルグループの気候変動対策に関するポリシーを厳格化し、2021年2月にもGHGを2050年までに実質ゼロとするポリシーを示したが、その中間目標は漠然としており、2030年までの目標を欠き、さらに国際情

39) Sunoco LP, et al. v. County of Honolulu, Hawaii, et al. (Docket Nos. 23-947 and 23-952).

40) Office of public Affairs, May 1 2025 "Press Release: Justice Department Files Complaints Against Hawaii, Michigan, New York and Vermont Over Unconstitutional State Climate Actions"

41) Reconsideration of 2009 Endangerment Finding and Greenhouse Gas Vehicle Standards (Environmental Protection Agency 40 CFR Parts 85, 86, 600, 1036, 1037, and 1039 [EPA-HQ-OAR-2025-0194; FRL-12715-01-OAR] RIN 2060-AW71)

42) *Supra*. note 28 at p37.

43) 前掲注13・Urgenda 訴訟, Neubauer, et.al. v. Germany

44) *Supra* note 8 at II A.

45) 鈴木大貴「気候変動関連訴訟の動向と損害保険に対する影響—賠償責任リスクを中心に—」損保総研レポート14号2。9頁（2022）、鳥谷部壤「欧州人権条約に基づく気候訴訟：Urgenda 財団対オランダ事件からの示唆」国際公共政策研究26巻2号107-118頁（2022）など。

46) *Id.* at II D 3.

47) *Ibid.* Anne Bagamery, "In Europe, Climate Litigation Grows Teeth", Law.com (Jan. 15, 2023), <https://www.law.com/international-edition/2023/01/15/in-europe-climate-litigation-grows-teeth/>.

48) Milieudefensie, C/09/571932 m.nt.; and Rechtbank Den Haag, 5 apr 2019, C/09/571932 m.nt. (Milieudefensie et al. v Royal Dutch Shell plc., The Hague District Court, ECLI: NL: RBDHA: 2021: 5339).

勢に応じてエネルギー変革を遅らせることができる余地を残すものであった。原告は、欧州人権条約（ECHR）の生命に対する権利（第2条）および私生活、家族生活、家庭、通信に対する権利（第8条）によって補充されるオランダ民法の第6条162項（不法行為）に基づき、政府だけでなくシェル社にも温室効果ガス排出量削減措置を講じる注意義務があると主張し、同社は義務違反によりオランダ市民を不法な危険にさらし、またその行動は危険な過失を構成すると主張した。

裁判所はRDSがポリシーに整合するよう事業計画修正をせずむしろ新規投資事業を計画するなど、先駆的な削減に消極的であるとし、シェルグループのポリシーは本件削減義務と相いれず、RDSには、本件削減義務に切迫した違反があると述べた。ハーグ地方裁判所は、RDSには2030年までに2019年比で実質45%削減する義務があると判断した。企業が排出削減目標について硬直的な義務を負う根拠として、判例は（1）RDSが、シェルグループ内で方針決定できること。（2）シェルグループのCO₂排出量は多くの国家以上の規模であること、（3）CO₂はオランダに深刻・不可逆な結果を及ぼすこと、（4）オランダ居住者の人権（生命に対する権利と私生活・家族生活が尊重される権利（欧州人権規約2、8条、国際自由権規約6条、17条））については、通常人権は国家と市民に直接適用されるが、全社会の関心事であることから、RDSの配慮基準の解釈に含められるべきことを述べた。ただし、同判決については、石油とガスの販売を停止しても排出ガスの削減につながらないとして、45%の削減義務が2024年11月12日にハーグ高裁で否定されており⁴⁹⁾、今後の展開には注意が必要である。

Lliuya v RWE⁵⁰⁾

ペルーの山岳ガイド・農家である原告は、ドイツのエネルギー大手であるRWEに対し気候変動に対する経済的損失（氷河融解による増水）の責任を問おうとしてドイツで訴訟を提起した。RWEはペルーで事業を展開したことがなく、原告は不法行為法を利用して、気候変動に大きく寄与した化石燃料企業は排出量に比例して気候関連コストの責任を問われると主張しようとした。RWEは、気候変動は多くの貢献者によって引き起こされた地球規模の問題であると主張した。

2025年5月28日、ドイツ西部ハムの州裁判所は、「被告の発電所とペルーにある原告の住居との間に距離が遠いだけでは、訴訟に根拠がないと宣言する十分な理由にはならない」と述べドイツ民法のもとで責任を問われないという被告の主張を却下したうえで、しかし差し迫った重大な悪影響は認められないとして訴訟を棄却した。

49) Gerechtshof Den Haag, ECLI: GHDHA: 2024: 2099.

50) Luciano Lliuya v. RWE AG, 2015, 5 U 15/17 OLG Hamm, 2 O 285/15 Essen Regional Court.

原告適格や因果関係などの立証に取り組むこれらの判例の積み重ねにより、個々の排出者に非操業地域を含む地球規模の気候変動に対する責任を（国家を通じずに直接）負わせる可能性が生じてきている。

2-1-3 その他一住民の生存権に係る訴訟提起

グローバル・サウスの訴訟は、気候変動の緩和や適応に関して住民の権利を守るべきことを定める既存の現地の法律の実効的な執行を求めるものである点でグローバル・ノースでの訴訟と異なる特色を持ち、グローバル・ノースの気候訴訟の定義と異なる外延をもつと指摘される⁵¹⁾。住民はCO₂排出量が少ない一方で、過開発による農業・漁業・住環境への影響を被る。また、裁判所も、執行の空白を正すなど変革を推進主体としての側面を持ち、被告側から「政治的動機」に基づく「活動家法廷」と非難されるという。

気候変動訴訟においては、したがって、具体的なプロジェクトに対する開発許可や環境影響評価のやり直し、補償となる植林などが求められ、ブラジルにおけるマングローブ林埋め立て事例⁵²⁾、航空会社および鉄鋼会社に対する訴訟⁵³⁾、チリでの水力発電ダムの環境影響評価について生態系破壊に対する補償を含めるべきとの判決⁵⁴⁾、鉱山会社・石油会社に対する訴訟⁵⁵⁾など、特に大規模開発に際して企業にコスト負担を求める水平訴訟についての判決が出ていることが特徴的である。

2025年7月3日に、米州人権裁判所は、コロンビアとチリからの要請に対して気候変動の被害につき各国が責任を負い、人権を根拠としてこれに対応する義務があるかどうかについて、勧告意見（32/25（AO-32/25）を公表した⁵⁶⁾。同裁判所は、国際人権法の下、各国が気候危機の影響を受ける可能性のある権利を段階的に実現するための措置を尊重し、確保し、措置を採用する義務があることを確認した。同意見に先立っての公聴会はバルバドスのブリッジタウン及びブラジルのブラジリアおよびマナウスで開かれ⁵⁷⁾、ラテンアメリカの先住

51) Supra note 8の分類に対し、グローバルサウスとしての気候変動訴訟の理解を訴える論稿として、Melanie Jean Murcott, Maria Antonia Tigre, “Developments, Opportunities, and Complexities in Global South Climate Litigation: Introduction to the Special Collection” *Journal of Human Rights Practice*, Volume 16, Issue 1, February 2024, Pages 1-24, <https://doi.org/10.1093/jhuman/huad070>.

52) Superior Court of Justice, *Public Prosecutor's Office v H Carlos Schneider S/A Comercio e Industria*, Special Appeal No. 650.728-SC (Brazil) Decision (October 2007).

53) Prosecutor's Office of São Paulo v United Airlines and others, Civil Appeal no. 0002920-10.2014.4.03.9999 (Brazil) [case pending].

Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis v Siderurgica Sao Luiz LTDA, Geraldo Magela Martins (2019) 1010603-35.2019.4.01.3800 (Brazil) [pending].

54) Corporación Privada para el Desarrollo de Aysén y otros con Servicio de Evaluación Ambiental (Decision, Jan. 2018) (Chile)

55) Corte Suprema de Justicia, Rol No. 5888-2019, *Sentencia* May 28 2019 (Chile) (<https://media.elmostrador.cl/2019/05/suprema-quintero.pdf>).

56) Request for an advisory opinion on the Climate Emergency and Human Rights submitted to the Inter-American Court of Human Rights by the Republic of Colombia and the Republic of Chile

57) Advisory Opinion OC-32/25 (<https://corteidh.or.cr/tablas/OC-32-2025/index-eng.html>) 参照。

民族等の権利の聞き取りが行われた。米州ではこの意見のもとで政府の措置不履行を攻撃する訴訟が増加する可能性がある。なお、排出に貢献しない住民が生活を侵害されるという構図はその他の地域でも同様であり、訴訟の構造も類似する⁵⁸⁾。

以上に対し、日本では、政府および企業のいずれに対しても訴訟が低調である。2012年のいわゆるシロクマ裁判以降、2017年の仙台パワーステーションに対する住民訴訟⁵⁹⁾、神戸製鋼・コベルコパワー神戸第二・関西電力の石炭火力発電所の建設計画の差止めを求める住民訴訟⁶⁰⁾および国に対する環境影響評価書の確定通知取消を求める行政訴訟（原告適格の否定）⁶¹⁾、横須賀発電所に対する環境影響評価書通知の取消を求めた行政訴訟⁶²⁾、JERA に対するCO₂削減訴訟⁶³⁾が存在する程度である。日本では気候変動訴訟は国際法・国際私法の観点から紹介されることが多いが⁶⁴⁾、国内での気候変動訴訟が今後どのように展開し、企業の経営計画をどのように拘束するのかを改めて考えるべき段階にきているといえる。

2-2 鉱業における人権・環境侵害と不法行為訴訟

鉱業・アパレル・プランテーション・農業・林業など特定の産業が行われる場所では、土壌および水質の汚染が集中して発生する。また、こうした産業は、開発国の特定の地域・産業のみに大きな収入をもたらすため、現地の事業体や軍事団体などが人権侵害を行ってでも利権を得て開発を進めようとするという側面もある⁶⁵⁾。腐敗や執行力不足により、現地の裁判所における救済が難しい場合、被侵害者は、現地で操業している会社自体ではなく近隣国⁶⁶⁾や欧米に立地する親会社に対して人権侵害訴訟を提起する⁶⁷⁾。こうした訴訟においては、

58) ニュージーランドでは、マオリ族長老が、同国法の一部として認められるマオリ族の法に基づき、部族指導者からなる全国フォーラムの気候変動スポークスマンの立場で、ニュージーランドの企業7社に対する3つの類型の不法行為を原因とする訴訟（public nuisance, negligence, damages to climate system）を提起し本案へ進むことが許された（MICHAEL JOHN SMITH v FONTERRA CO-OPERATIVE GROUP LIMITED [2024] NZSC 5 [7 February 2024]）。バーノン・リープ「ニュージーランドで最も議論呼ぶ気候訴訟が進展―世界も注視」戸田記念国際平和研究所グローバル・アウトLOOK 2024年2月14日

59) 東京高判平成27年6月11日平成26年（行コ）第360号

60) 神戸地判令和5年3月20日（判批として、大坂恵里・新・判例解説 Watch 3号317頁、池田直樹・法と政治74巻2号131頁、島村健・民事判例（日本評論社）28号114頁）

61) 大阪高判令和4年4月26日（環境影響評価書確定通知取消等請求棄却事件・控訴棄却）、最決令和5年3月9日（上告不受理）。その後神戸地判令和5年3月20日（石炭発電所建設等差止請求事件、請求棄却）。島村健ほか「日本における気候訴訟の法的論点：神戸石炭火力訴訟を例として」神戸法学雑誌71巻2号1-80頁（2021）、同「気候訴訟：世界の司法の潮流と日本の課題（下）：気候訴訟ネットワーク（CLN）からのアミカス・ブリーフを受けて」神戸法学雑誌、73（3）：1-31（2023）。

62) 東京地裁平成5年1月27日判決（東高決平成6年2月22日、上告不受理）

63) 2024年8月6日に名古屋地裁に対して若者16名が気候変動で熱中症などの命の危険にさらされ、部活動などが制限されているなどと主張し、JERA等10社に対し二酸化炭素の排出量を2035年には2019年より65%以上削減することなどを求める訴訟を提起している（係属中）。

64) 有斐閣 ONLINE Law Journal 2025年2月27日「気候変動訴訟の国際的展開」

65) たとえば、アムネスティ・インターナショナルはコンゴのコバルト・銅鉱石採掘のための強制立ち退きを報じている。Amnesty international News 12 September 2023 “Democratic Republic of the Congo: Industrial mining of cobalt and copper for rechargeable batteries is leading to grievous human rights abuses” Sep. 12 2023.

企業活動と損失発生との因果関係の立証については欧米型気候変動訴訟よりも困難が少ないものの、現地で操業する企業の事業内容を親会社が実質的に管理できたかどうか（したがって管轄権を認めてよいか）、また現地の法で問題がないとされる可能性がある行為についてどのように審理すべきかが問題となる。

2-2-1 アメリカ ATS から TVPA へ

アメリカは開発による資源や強制労働を伴って生産された製品を多く輸入しており、訴訟提起地として選ばれやすい特色を持つ。従来から、外国人に訴訟適格を認める古い特別法（Alien Tort Statute（ATS）、外国人不法行為法）を根拠とした多くの人権侵害にかかる訴訟が提起されてきていたが、*Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*⁶⁸⁾における2013年の連邦最高裁判決によって、同法については米国外で行われた不法行為に対しては治外法権の推定が働き、米国内で訴訟を申し立てるために、単なる企業の存在だけで当該推定は覆されないとする解釈が固まったため、海外での不法行為についての同法の適用は概ね否定された。

その後、The Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000（TVPA）を再承認する Trafficking Victims Protection Reauthorization Act（TVPA・人身売買被害者保護再認可法、現行は2022年法）を根拠とした訴訟が提起されるようになった。2016年に提起された *Ratha, et al. v. Phatthana Seafood Co., Ltd., et al.*⁶⁹⁾は、タイに人身売買され、水産加工工場で強制労働をさせられたと主張するカンボジアの村人によって、同法（18 U.S.C. § 1595）の民事救済条項に基づいて提起され、カリフォルニア州連邦地方裁判所及び第9巡回裁判所に継続した訴訟である。同法1596条は特定の人身売買犯罪に対して域外適用を認めているが、同条に基づく私的訴因が1595条で認められるか、認められるとして米国に存在しない原告が訴訟を維持できるか、またこれが肯定される場合には被告タイ企業が労働虐待から故意に利益を得ていたと立証できたかが問題となった。この判例では域外適用は肯定されたが、故意に利益を得たとの要件が充足されないとして被告に有利な略式判決が維持された。

66) ザンビア女性・子供14万人の代表がザンビアのカブウェ鉱山の開発にかかる鉛中毒について、多国籍鉱山会社アングロ・アメリカン社を南アフリカの裁判所に訴えた訴訟は、ザンビアに集団訴訟制度や弁護士の成功報酬制度がないことから南アフリカで提起された（Sarah Johnson, “Judge throws out Kabwe lead-poisoning case against Anglo American mining” Dec. 18, 2023, the Guardian）。

67) 公務員の収賄等に関し、各国は国連の腐敗の防止等に係る国連条約や関連ガイダンス等に従い腐敗防止法を国内で施行しており、訴訟の端緒となりうる。ただし、アメリカでは2025年2月10日にドナルド・トランプ米大統領により大統領令（“Pausing Foreign Corrupt Practices Act Enforcement to Further American Economic and National Security”）が署名されており、その要請を踏まえて2025年6月9日、米司法省（DOJ）から海外腐敗行為防止法（FCPA）の捜査および執行に関する新たなガイドラインが発行されており、米国の利益に資する執行および企業への帰責の制限が示されているため、同法がアメリカで適用される余地は狭まった。

68) *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108 (2013)

69) *Ratha v. Phatthana Seafood Co. Ltd.*, No. 18-55041 (9th Cir. 2022)

その後、下院は人身売買被害者保護再承認法（TVPRA）を改正し（Abolish Trafficking Reauthorization Act）、人身売買違反から「利益を得ようと試みる、または共謀する」者を含むように責任を拡大した。原告らは、この法改正が TVPRA の本来の意図を明確にしたものであると主張し、規則60（b）（6）に基づいて判決を再開するよう申し立てたが、遡及適用は否定され成功しなかった⁷⁰⁾。

域外適用による訴訟が可能となったため、TVPRA に係る訴訟の現在の争点は、原告の対人管轄権とアメリカとの接点、および被告が強制労働にどのように関与していれば責任の対象となるかである。

Doe v. Apple⁷¹⁾ 訴訟

2019年、コンゴ民主共和国（DRC）の児童労働被害者とされる16名の原告が、強制労働から故意に経済的利益を得た企業に民事・刑事責任を課す2008年人身売買被害者保護再承認法（TVPRA）に基づき、米国のテクノロジー企業5社に対してコバルト採掘の強制労働について損害賠償請求を請求した。請求中、原告らは、これらの企業が自ら鉱山を管理運営していたという主張ではなく、アップル社やテスラ社などが自社製品にコバルトを使用することで世界のコバルト需要量を急増させ、コンゴ（全世界のコバルトの3分の2を算出する）における生産現場の人権侵害（児童労働・傷害）に寄与したことを指摘し、調達がサプライチェーンを構成するコバルト採掘会社および仲介業者との TVPRA にいう「ベンチャー」への参加にあたると主張した。

2021年11月に出された地裁第一審判決は、原告らが負った傷害を被告が追跡可能でないこと、被告が原告、その上司または雇用主を直接監督していないこと、サプライチェーンの5段階目の購入者であること、市場への単なる参加は同法違反の訴因を提供できない（グローバルサプライチェーンはベンチャーでない）こと、TVPRA の民事救済条項は海外で発生した行為を訴えるために利用できないこと（この点は他の連邦裁判所と立場を異にする）を指摘し、請求を棄却した⁷²⁾。

コロンビア特別区巡回控訴裁判所は、身体的障害は具体的な危害であって追跡可能であるとし、原告適格がないとの判断を覆した。また、金銭的損害賠償による救済は可能だが差し止めによる救済はできないとした。本案においては、「ベンチャー」という文言の辞書的定

70) Transnational Litigation Blog posted on Aug. 1, 2023, “Congress Amends the TVPRA to Correct Ninth Circuit’s Erroneous Ruling in *Ratha*” (<https://tlblog.org/congress-amends-the-tvpra-to-correct-ninth-circuits-erroneous-ruling-in-ratha/>)

71) Doe v. Apple Inc., No. 21-7135 (D.C. Cir. 2024)

72) Friedman, Sarah. United States: Appeals Court Holds Tech Companies Are Not Liable for Forced Labor Used by Cobalt Suppliers. 2024. Web Page. <https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2024-04-02/united-states-appeals-court-holds-tech-companies-are-not-liable-for-forced-labor-used-by-cobalt-suppliers/>.

義に基づき、リスクや利益の共有がないため被告の「ベンチャー」への参加はなかった、購入を中止することしかできないバイヤーには採掘慣行の変更を強制する影響力があるとはいえない、として TVPRA およびコモンロー（不当利得、監督の過失、意図的な精神的苦痛の加与）に基づく請求を棄却した。

近年ではサプライチェーンの経済安全保障上のリスク低減を目的としてサプライチェーンの把握が進んでいる。2025年にはコネクテッドカーに対する規制の具体化が進み、同年3月には最終規則が発効した⁷³⁾。将来的にはサプライヤーとの相互依存関係がより強まる可能性もある。

2-2-2 イギリスほか 親会社の責任を肯定

EU では、CSDDD によるサプライチェーンの把握が義務付けられ、域内各国国内法にも類似の法制が整備される予定である⁷⁴⁾。もっとも、2025年にはいわゆるオムニバム法案により各国法の導入期限は延期されており、また同年8月のアメリカとの関税合意によって適用対象がさらに狭められる可能性も生じている。また、ドイツの首相は国内法（LkSG）の廃止とより負担の少ない国際企業責任に関する法律の導入を明言し⁷⁵⁾、一度はフランスの大統領とともに会談の場でCSDDDの廃止をも求める発言をした⁷⁶⁾。一方で、子会社を通じて途上国の鉱山開発を推進してきたイギリスにおいては、企業活動によって生存権が侵害されているとの主張に基づく地域住民や労働者による環境・人権訴訟がイギリスの裁判所で提起され、管轄および責任が肯定された例が現れている。

Vedanta 訴訟⁷⁷⁾

2019年4月10日、イギリス最高裁判所は原告であるザンビア国民1,826名に対し、Konkola Copper Mines Plc（「KMC 社」）による人権侵害（KMC 社の鉱山活動による水資源の汚染）の疑いを原因として同社の英国親会社 Vedanta Resources Plc（「Vedanta 社」）に対する過失および法令上の義務違反に基づく損害賠償請求を認容した。原告らは、Vedanta は環境被害自体には寄与していないが KMC 社の活動の監督管理を通じて原告らに対する注意義務を負うと主張した。

73) JETRO 地域・分析レポート「米国コネクテッドカー規則発効、求められるサプライチェーンの透明化」地域・分析レポート」2025年6月11日。

74) JETRO「2025年5月版 EU 人権・環境デューデリジェンス法制化の最新概要」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/4195f825d288ce65/20250008_01.pdf）。

75) Mark Segal “Germany’s New Coalition Government Eliminates Sustainability Due Diligence Law” April 10, 2025 (<https://www.esgtoday.com/new-german-coalition-government-eliminates-sustainability-due-diligence-law/>)

76) 「ドイツのメルツ新首相 CSDDD の廃止を EU に要求」日経 ESG グローバルフォーキャスト ニュースフラッシュ 2025年5月13日。同月26日にはCSDDD廃止を呼びかける文言を軟化し、政府の広報担当者は、政府の立場は規制を「脱官僚化」と「合理化」することであると明言したという。

77) Lungowe and Ors. v. Vedanta Resources Plc and Konkola Copper Mines Plc

管轄につき、最高裁判所は、原告がEUに居住する被告を当該国の裁判所で訴えることができると規定するブリュッセル規則改正第4条1項に基づき、英国裁判所の管轄権を肯定し、またEU裁判所の判例⁷⁸⁾に依拠して、同規定に基づく訴訟手続はフォーラム・ノン・コンビニエンスを理由に停止できないとした。また、Vedanta社はザンビアの裁判所の管轄権に従うことを申し出ていたため、通常であればザンビアが適切な管轄権となるが、訴訟資金や適切な代表者を得ることが事実上不可能であるため、原告はザンビアでは実質的な救済を拒否される危険があるとした。

本案について、裁判所は、Vedanta社が原告に対し、環境被害の発生防止を子会社に求める方針文書を発行するだけでなく、トレーニング、監視、施行を通じて子会社とともにこれらの基準を実施する注意義務を負っていたとした。また、管理可能性について、親会社の子会社の活動に深く関与していることを示す可能性のある活動の種類に制限はないとした。裁判所は、親会社の子会社の関連業務を引き継ぎ、介入、管理、監督、または助言する場合、親会社は子会社の活動に対して責任を負う可能性があると判断した。この判決は、親会社が自国の管轄権のもとで義務を肯定される可能性の点でも、義務違反を肯定する可能性の点でも画期的な判決となった。

Shell 訴訟⁷⁹⁾

シェル社の環境破壊については、過去にシェル石油開発会社ナイジェリア（SPDC）の原油流出責任を肯定し、農民への損害賠償と汚染除去を命じた2021年1月29日のハーグ控訴裁判所の判決が出ている⁸⁰⁾。本判決は、ニジェール・デルタの4万人以上の人々が原告となり、SPDCの親会社であるイギリスのシェル・グローバル社に対し土地と水を汚染してきた石油流出による損害賠償を求めて2015年にイギリスで提起した訴訟である。シェル社は、①ナイジェリア法のもとでは、5年以上前に起きた汚染に対するシェル社の責任はない、②子会社のSPDCが自社が引き起こした流出の責任を認め、ナイジェリアの関連法規で義務付けられている範囲で被害を受けた関係者に補償済みである、③原因にかかわらず、流出したすべての原油からの被害を修復していると指摘し、原告に対して直接注意義務を負わないと主張した。英国最高裁判所は、2021年に管轄権を肯定する判決を出した⁸¹⁾。同判決はVedanta事件の法理に全面的に依拠し、原告はイギリスの裁判所で、ナイジェリア憲法およ

78) Case C-281/02 Andrew Owusu v. N.B. Jackson, trading as 'Villa Holidays Bal-Inn Villas' and Others, ECLI: EU: C: 2005: 120

79) Alame & ors et. al. v. Shell PLC et.al.: [2025] EWHC 1539 (KB), Case No: KB-2023-000252, KB-2022-005017, KB-2023-002201, KB-2023-000437

80) Uitspraken ECLI: NL: GHDHA: 2021: 132-134

81) Okpabi and others v. Royal Dutch Shell Plc and another Case ID: UKSC 2018/0068 (<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2018-0068.html>)

びアフリカ人権憲章に基づく村民の清潔な環境に対する権利を Shell 社が根本的に侵害したとの主張が可能であるとした。これらの権利に基づく請求には時効はない。現在同事件は高裁で予備審を終え、完全な本案訴訟に進んでいる⁸²⁾。

African Minerals 訴訟⁸³⁾

この訴訟は、シエラレオネ北部のトンコリリ地区の住民が、同地域最大の鉄鉱山を運営するアフリカン・ミネラルズ社（AML）およびその他の団体に対して提起したものである。原告は、2010年及び2012年に、鉄鉱山の操業に関連した地元の抗議活動において、AML に雇われたシエラレオネ警察（SLP）による過剰な力の行使を伴う残虐行為によって負傷しており、当該暴力行為に AML が直接関与していたとして AML の責任を追及した。第一審は、AML と SLP の関係はイギリスでのそれとはかけ離れているが、準雇用関係とは呼べず、また違法な手段を使うような意図も指示もなかったとし、AML が、安全と人権に関する自主原則などの国際的な最低基準（現地の治安部隊との協力に関するリスク評価の実施と管理措置の導入）を怠ったものの、これは現地住民全体に対する義務ではないと判断した。2020年2月17日、控訴院は同事案に対する高等法院判決に対する控訴申立てを全員一致で棄却した。ここでも、AML が違法な手段で鉱山に対する抗議を抑圧するという共通の計画に従って行動したのではない、また AML には SLP による損害を防ぐ義務はなかったとされ、独立した注意義務は否定された。

カナダは法律（ガバナンス）・政策（税金）において鉱山会社を積極的に優遇し、世界の上場鉱業会社および鉱物探査会社の約半分が拠点を置くなど、世界の鉱山産業の中心となっている⁸⁴⁾。カナダは国内に豊富な天然資源を有するだけでなく、世界中の鉱山・鉱物生産において中心的役割を果たしているが、同時に国際的な開発による人権侵害訴訟の舞台ともなってきた。

カナダでは、管轄権を認めた2013年判決⁸⁵⁾および Hudbay Minerals を相手方とする2件の関連訴訟において⁸⁶⁾、オンタリオ州上級裁判所が、カナダの親会社が外国子会社の事業における人権侵害についてカナダで法的責任を問われる可能性があるとの判決を下してお

82) Business & Human Rights Resource Centre Article posted on 20 Jun 2025, "UK: High Court confirms Shell Niger Delta oil pollution case can proceed to trial" (<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/uk-high-court-confirms-shell-oil-pollution-case-can-proceed-to-trial/>)

83) Kadie Kalma & Others v. African Minerals Limited, African Mineral (SL) Limited, Tonkolili Iron Ore (SL) Limited [2020] EWCA Civ 144

84) Government of Canada Information Bulletin (Jan. 2025) (<https://natural-resources.canada.ca/minerals-mining/mining-data-statistics-analysis/minerals-mining-publications/canadian-mining-assets>)

85) Angelica Choc et al v. Hudbay Minerals Inc et al, 2013 ONSC 1414 (CV-IO-4 11159)

86) Margarita Caal Caal et al. v. JIudBay Minerals hit. et al. 2020 ONSC 415 (CV-11-423077), German Chub Choc v. HudBay Minerals Inc. et al (CV-11-435841)

り⁸⁷⁾、当事者は2024年10月7日に和解に達した⁸⁸⁾。

また2014年には、Nevsun Resources Ltd. v. Araya⁸⁹⁾においてエリトリアのビシャ銅・金鉱山における労働者の強制労働を行った現地会社（エリトリア与党の所有するセゲン・コンストラクション社）の行為に、カナダの親会社 Nevsun 社が加担したとして訴訟が提起され、2020年2月28日に最高裁でカナダでの管轄権が認められ、また外国政府の人権侵害に関連した事案であっても国際基準を適用して審理することが認められた⁹⁰⁾。当事者は2020年10月に和解に到達した。

2-2-3 日本

日本においては、開発にかかる人権侵害についての国内の訴訟事例は見られないが、海外での鉱山や LNG 関連開発に際して環境・人権侵害にかかる反対運動や政府規制の強化が報告されている⁹¹⁾。サプライチェーン再編や経済安全保障考慮の進展に伴い人権リスクの高い銅鉱山などへの出資が加速しており⁹²⁾、民間への補償のほか将来的に政府による採掘権の期限設定や無効化など収用による損失が発生する可能性もある⁹³⁾。他方、国内では、外国資本による国内での金山開発に関し、環境汚染や持続可能性を問題として住民による開発中止を求める自治体決議がなされるなど⁹⁴⁾、国際社会と同じ構造の紛争が生ずる契機は存在する。

87) Lexpert Nov. 01 2013, "Ontario Superior Court Decision in Choc v. Hudbay Minerals paves way for defining responsibility of Canadian companies with foreign operations" (<https://www.lexpert.ca/archive/ontario-superior-court-decision-in-choc-v-hudbay-minerals-paves-way-for-defining-responsibility-of-canadian-companies-with-foreign-operations/348931>).

88) Business & Human Rights Resource Centre Article 7 Oct 2024, "Guatemalan Plaintiffs reach fair and reasonable settlement in Canadian mining lawsuits" (<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/guatemalan-plaintiffs-reach-fair-and-reasonable-settlement-in-canadian-mining-lawsuits/>)

89) Nevsun Resources Ltd. v. Araya, 2020 SCC 5 (CanLII), [2020] 1 SCR 166 (Report [2020] 1 SCR 166, Case number 37919)

90) Business & Human Rights Resource Centre Lawsuit, Nevsun lawsuit (re Bisha mine, Eritrea) (<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/nevsun-lawsuit-re-bisha-mine-eritrea/>)

91) FoE JAPAN 2025年3月21日記事「日・フィリピン市民団体が住友金属鉱山に要請「パラワン州でのニッケル採掘・製錬事業の停止を」—水質汚染とコミュニティ被害の拡大の可能性を懸念」(<https://foejapan.org/issue/20250321/23287/>)；国際協力銀行「チリで進む、環境に配慮した鉱山開発」(https://www.jbic.go.jp/ja/information/today/today_202407/jtd_202407_sp3.html) アムネスティ・インターナショナルの2024年報告には、95の国際 NGO が海外の化石燃料プロジェクトに対する日本の財政支援とそれに伴う環境や影響を受ける地域社会への被害の停止を求める請願書に署名したとの指摘がある (<https://www.amnesty.org/en/location/asia-and-the-pacific/east-asia/japan/report-japan/>)。

92) 2025年8月13日に三菱商事は Hudbay Minerals のアメリカでの銅採掘プロジェクトへの30%の出資合意を締結した。また、日本は2025年6月14日にチリと鉱業および鉱物資源分野に関する協力覚書の改訂に署名し、19日には官民合同会議を開催した。

93) 差止めの例として、金属資源情報ニュース・フラッシュ2019年11月28日記事「チリ：Mantoverde 銅鉱山拡張計画を無効とする主張、環境裁判所が却下」(https://mric.jogmec.go.jp/news_flash/20191128/117152/)、先住民の土地での採掘利権を無効とし、あるいはコンセッションに期限を設定することを求める憲法改正運動について Business & Human Rights Resource Centre 27 Jan 2022 article "Chile: Proposal to suspend mining concessions infringing on Indigenous lands" (<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/chile-constitution-drafters-want-to-annul-mining-concessions-on-indigenous-lands/>)

3. 消費者による訴訟

企業は、事業活動においても、価格以外に、環境負荷の少ない素材を使っていること、長期間の使用とリサイクルに適していることなどの「グリーン」なイメージや、サプライヤーや下請が適正な対価を得ていることなどの「エシカル」なイメージによって消費者に訴求しようとする。しかし、実態に比して曖昧で過剰なアピールは、不競法や景表法にあたる規制によって規制の対象となる。EU では以下で見る通り、こうした過大表示を規制する指令を導入している。また、本稿では取り上げないが、第三者による主観的評価（インフルエンサーによる紹介・ステマ等）も、表示が不正確となりやすい。ただし、影響力の低下⁹⁵⁾や萎縮効果等⁹⁶⁾も強く現れる分野であり、グリーンウォッシュの文脈でどう規制するかが新たな問題となる⁹⁷⁾。

3-1 アメリカにおける消費者訴訟

アメリカでは、2010年にカリフォルニア州で先駆的な州サプライチェーン透明化法（CTSCA）が施行された⁹⁸⁾。これにより売上高の大きな製造業者・小売業者はサプライチェーン内の奴隷制・人身売買のリスクの検証が義務付けられた。同法自体は私人による訴訟提起を認めないものの、消費者は、カリフォルニア州の不正競争法（UCL）、虚偽広告法（FAL）、カリフォルニア州法的救済法（CLRA）に CTSCA の解釈を読み込むことにより、企業は販売時点で（製品の表示において）消費者に自社製品が強制労働によって調達された可能性があることを通知する義務があり、これを怠っていると主張して消費者訴訟⁹⁹⁾を提起

94) 毎日新聞2024年12月15日記事「「断固反対」の決議採択も 外資の金山開発、自治体から懸念相次ぐ」など。

95) Sustainable Brands article “Gen Z Becoming More Skeptical of Influencers, Sustainability Messaging” Sustainable Brands (Gen Z Becoming More Skeptical of Influencers, Sustainability Messaging visited on 18 Aug. 2025).

96) Imogen Watson, “Fear of greenwashing label stops influencers discussing sustainability, study finds” posted on 20 Sep. 2023, (<https://www.prweek.com/article/1838065/fear-greenwashing-label-stops-influencers-discussing-sustainability-unilever-study-finds>).

97) Sritha Vemuri, Jahnvi P, Lingala Manasa and Pallavi D. R., *The Effectiveness of Influencer Marketing in Promoting Sustainable Lifestyles and Consumer Behaviours*, Journal of Business Strategy Finance and Management, 5(2); Martin Senftleben, *Protection against unfair competition in the European Union: from divergent national approaches to harmonized rules on search result rankings, influencers and greenwashing*, Journal of Intellectual Property Law & Practice, Volume 19, Issue 2, February 2024, Pages 149–161.

98) 2021年透明化法について、JETRO「カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要」2021年8月、同調査レポート「カリフォルニア州サプライチェーン透明法の概要（2021年8月）」参照。

99) Barber v. Nestlé USA, Inc. 154 F. Supp. 3d 954, 2015 WL 9309553.（キャットフード製品の一部に強制労働由来の魚介が含まれている可能性について通知しなかったことを理由とする訴訟、却下）Sud v. Costco Wholesale Corp., No. 17-15307 (9th Cir. Jul. 20, 2018)（CLRA によるウォルマートのエビサプライチェーン開示義務違反、却下）

するようになった¹⁰⁰⁾。裁判所は、これらの法がそうした開示を要求していないとして、一連の訴訟を却下し、訴訟は成功していないが¹⁰¹⁾、FTCのグリーンガイド（連邦取引委員会や一般市民を拘束するものではなく、15 U.S.C. § 45の権限に基づき、FTCが不正競争防止5観点から当局の立場を規定するもの。FTC自身の訴訟による法執行は判例上限定的にしか認められていない¹⁰²⁾）をモデルにした州法に基づいて、消費者がグリーンウォッシング訴訟（詐欺訴訟）を起こすという法律構成の契機となったとされる。FTCは現在グリーンガイドの更改を検討しているが¹⁰³⁾、パブリック・コメントにおいて金融商品へのより厳しい執行が提案される一方で企業が忌避感を示すなどせめぎあいがあるという¹⁰⁴⁾。2021年4月21日の最高裁判決によりFTCは罰金や没収の権限を否定されており¹⁰⁵⁾、このような状況では、FTCはグリーンウォッシュについて突出した監視機関として機能するのに制約がある。しかし、同年に再生可能エネルギー投資および化石燃料汚染削減に関する過大・欺瞞的広告についてExxonにFTCが問題提起すると、同時期に環境団体、司法省（司法長官）が連邦法において訴訟を提起し¹⁰⁶⁾、あるいはコロンビア特別区で非政府組織が訴訟を提起する（同州では、関連する州法の下で非政府組織が消費者の代表として訴訟を起こすことができる¹⁰⁷⁾）など、FTCがイニシアチブをとることで複数の主体が問題事例を同時に追求する実態がある。また、アメリカの他の行政当局（連邦医薬品局など）などにより¹⁰⁸⁾、「サステナビリティ」や「グリーン」という文脈に拠らない規制のもとで複数主体が請求を行う可能性

100) Daniel Herling of Mintz, “When Transparency is not Enough: Class Action Litigation Under California’s Transparency in Supply Chains Act”, posted on 12 Nov. 2015 The national Law Review Sep 30 2024 Vol.XIV Nr 274.

101) Emma Cusumano and Charity Ryerson, “Is the California Transparency in Supply Chains Act Doing More Harm than Good?” 25 Jul. 2017 Corporate Accountability Lab. (<https://corpaccountabilitylab.org/calblog/2017/7/25/is-the-california-transparency-in-supply-chains-act-doing-more-harm-than-good>)

102) ECM BioFilms, Inc. v. Fed. Trade Commn., 851 F.3d 599 (6th Cir. 2017) はFTCが「合理的消費者は騙されるだろう」ことを立証できない限り生物分解性があるとの表示に対する訴訟を提起できないとした。

103) Federal Trade Commission, 16 CFR Part 260 RIN 3084-AB15 Guides for the Use of Environmental Marketing Claims [Billing Code 6750-01P]

104) Financial Times “Industry awaits update to FTC’s “green guides”” May 15 2023

105) “Supreme Court decision strips FTC of powerful enforcement tool in consumer protection and anti-trust matters” 28 Apr. 2021, ReedSmith in depth 2021-119 (<https://www.reedsmith.com/en/perspectives/2021/04/supreme-court-decision-strips-ftc-of-powerful-enforcement-tool>)

106) Office of the Attorney General for the District of Columbia “Newsroom: AG Racine Sues Exxon Mobil, BP, Chevron, and Shell for Misleading Consumers About the Role Fossil Fuels Play in Climate Change” June 25 2020, (<https://oag.dc.gov/release/ag-racine-sues-exxon-mobil-bp-chevron-and-shell>); Mary Elizabeth Bultemeier, “A Different Shade of Greenwashing: US Litigation Over Advertising and Product Packaging Claims Accelerates” 17 Aug. 2022, cliffordchance.com (<https://www.cliffordchance.com/insights/resources/blogs/business-and-human-rights-insights/2022/08/a-different-shade-of-greenwashing-us-litigation-over-advertising-and-product-packaging-claims-accelerates.html>)

107) Abigail Gampher, “ANALYSIS: Stakeholders to Supplement Agency Greenwashing Efforts” 6Nov. 2023, BloombergLaw (<https://news.bloomberglaw.com/bloomberg-law-analysis/analysis-stakeholders-to-supplement-agency-greenwashing-efforts>)

もある。

投資にかかるグリーンウォッシングについては、2022年に規則案が示されたが¹⁰⁹⁾、SEC が2025年6月に投資顧問および投資会社向けのESG開示に関する規則案を撤回している¹¹⁰⁾。

3-2 欧州の規制と訴訟

欧州では、製品やサービスに付された「グリーン」なイメージを訴求する表示は、不正競争の観点から問題となり、行政庁の規制や取引相手・消費者・自治体・NGOなどからの景表法・環境法関連訴訟の対象となる¹¹¹⁾。

2024年3月に、欧州議会および委員会は、「グリーン移行のために消費者に権限を与える指令（Empowering consumers for the green transition）¹¹²⁾」を採択した。エンパワメント指令は不正競争指令（「不公正取引方法指令（UCPD・Directives 2005/29/EC）」と「消費者権利指令（CRD・2011/83/EU）」の定義に広く「物品」の「環境に関する主張」等を追加する形で定義される（同指令2条改正）。消費者が製品の耐久性や修理の可能性に関する情報を得られるようにしたり、グリーンウォッシュや寿命の短すぎる製品から消費者を保護したりといったグリーン移行を推進する力を消費者に付与するものであり、2023年3月に欧州委員会（EC）が提案した「グリーンクレーム指令案」（Brussels, 22.3.2023COM（2023）166 final 2023/0085（COD））を補完するものであった。同指令案は、企業が「環境にやさしい」という表示の内容を証明し伝える方法に関する最低基準を定め、信頼性・比較可能性・検証性を高めることで、グリーンウォッシングが蔓延したり、早期陳腐化（故障しやすい）商品を大量に流通させるなどの商慣行を防ごうとするものである。同指令は欧州議会を通過したが、選挙後の欧州委員会は2025年6月にグリーンクレーム指令案の協議延期を発表し、特に零細企業に対する適用が免除される可能性が高くなっている¹¹³⁾。

108) Frederick R. Ball, Alyson Walker Lotman & Kelly A. Bonner, “MoCRA Is Here—Now What? Unpacking Litigation and Regulatory Risk for Cosmetics Brands Following MoCRA’s Enactment” Food & Drug Law Institute Update Magazine Spring 2023 (<https://www.fdli.org/2023/02/mocra-is-here-now-what-unpacking-litigation-and-regulatory-risk-for-cosmetics-brands-following-mocras-enactment/>).

109) SEC 17 CFR Parts 200, 230, 232, 239, 249, 274, and 279 [Release No. 33-11068; 34-94985; IA-6034; IC-34594; File No. S7-17-22] RIN 3235-AM96 Enhanced Disclosures by Certain Investment Advisers and Investment Companies about Environmental, Social, and Governance Investment Practices

110) 導入に関する声明は、“Statement on ESG Disclosures Proposal” on May 25, 2022. 同規則は2025年6月12日に検討される（ファイル S7-17-22）と公表されていた。

111) 以下の事例紹介については、Clifford Chance, “The Rise Of Consumer Complaints, Litigation And Enforcement Actions To Curb Greenwashing” (Mar.2023) <https://www.cliffordchance.com/content/dam/cliffordchance/briefings/2022/12/The-Rise-of-Consumer-Complaints-Litigation-and-Enforcement-Actions-to-Curb-Greenwashing.pdf> (2023) を参照した。

112) DIRECTIVE (EU) 2024/825 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 February 2024

113) “Green claims: Committee Chairs react to cancellation of negotiations” Press Releases ENVI IMCO 23-06-2025

なお、投資信託など金融商品の開示はSFDRの開示要件によって規制されているが¹¹⁴⁾、そのグリーンウォッシングも同様に、製品表示による顧客へのコミュニケーションにおける誤解という観点から規制される（ESMAは、2024年5月24日にグリーンウォッシュに関する指針を示し、ESG（環境・社会・企業統治）に関連する用語を名称に含むファンドは、その目標を満たす資産を少なくとも80%保有しなければならないとした¹¹⁵⁾）。イギリスでは同様の指針が同時期に政府ガイダンスの形で公表されている¹¹⁶⁾）。

具体的な各国における法律構成と訴訟について整理すると、イタリアでは、マイクロファイバー製造業者が、同業者の製品がグリーンであるとの表示が不正競争に該当しEU指令と民法に違反すると主張して差し止めを求め、一審で当該主張が認められた例がある¹¹⁷⁾。

ドイツでは¹¹⁸⁾、表示に関する訴訟は不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb, UWG）5条ないし5a条に基づいて行われ、効果として（販売の）差止や広告の撤去が認められる。連邦最高裁の判示（BGH, judgment of 20 October 1988, docket no. I ZR 238/87, margin no. 26）は環境にかかる広告に厳格な基準が適用されるとするのみで具体的な内容が曖昧であり、特定の広告や商品表示が曖昧あるいはミスリーディングであるかどうかについては事例判決が散在する状況であるという¹¹⁹⁾。

フランスでは、消費者法典の内容を「2021年8月21日の気候およびレジリエンス法」によって拡張しており、誤解を招く表現の規制が充実した。同法は、誤解を招く気候関連の商慣行に対する罰金の上限を、誤ったキャンペーンに要した費用の80%にまで増額した。訴訟としては、2022年にグリーンピース・フランス他のNGOが、フランスの石油会社を、同社の2050年までのカーボンニュートラル目標がミスリーディングであり、単にマーケティング目的で設定されたものだとして主張して訴えている¹²⁰⁾。また、消費者団体が、“ほぼCO₂を排出し

114) Regulation (EU) 2019/2088 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sector

115) Huw Jones, 「EU, 「グリーンウォッシュ」巡り最終指針 ファンド基準を確認」ロイター通信2024年5月15日

116) Reuters, “EU finalises investment fund labels to combat greenwashing” by Huw Jones (May 15, 2024). 2024年5月14日、ロンドンおよびEUの証券監督局が投資商品にかかるグリーンウォッシングガイドラインを最終決定した（イギリスのガイダンス・FG24/3: Finalised non-handbook guidance on the anti-greenwashing rule. 同ガイダンスの影響に係る投資信託協会の分析として、The aic, “Investment trusts on SDR and the anti-greenwashing rule” 29 Apr. 2024.

117) Clifford & Chance, “Business & Human Rights Insights: Three dimensions of Greenwashing: An Italian example” 28 February 2022 (<https://www.cliffordchance.com/insights/resources/blogs/business-and-human-rights-insights/2022/02/three-dimensions-of-greenwashing-an-italian-example.html>)

118) Dr.Sonja Hoffman, Dr. Tilman Kuhn, Carolin Kuehner, Philipp Uebis, „ESG liability and litigation risks with a focus on Germany: Greenwashing“ 23 May 2023, White & Case client alert (<https://www.whitecase.com/insight-alert/esg-liability-and-litigation-risks-focus-germany-greenwashing>)

119) 「気候中立的」という文言が会社の「気候中立性」についての基本的なスタンスの説明とともに表示されなければ曖昧と判定される（Oberlandesgericht Frankfurt am Main, Urteil vom 10.11.2022, Az. 6 U 104/22 vorausgehend Landgericht Frankfurt am Main, Urteil vom 20.5.2022, Az. 3-12 O 15/22）。

ない資源から生産された“カーボン・ニュートラルな電気”を使っていると謳う宣伝が誤解を招く商慣行であるとして、電気ガス供給業者を訴えた例もある（棄却¹²¹⁾）。こうした訴訟活動を裏付けとして、広告倫理委員会の意見表明等（裁判の証拠として用いられる）も影響力をもつとされる。

オランダでは、民法の不法行為法上の損害賠償による救済が主であり¹²²⁾、時間と費用がかかる手続となるため、原告となるのは NGO が多いとされる。2024年3月20日、航空会社 KLM が行った「持続可能なフライト」のキャンペーン表示がミスリーディングで違法行為に当たるとの訴訟に判決が下されている（原告勝訴、ただし修正の強制や罰則はなし¹²³⁾）。また、サステナビリティ広告ガイドラインは、セーフハーバーとしての効果はないが、当局はガイドライン違反を理由として刑罰を科すことができ、当局との間で不正な表示の取りやめや環境団体への寄付などが実現した実績があるという。最後に、環境広告コードは具体的なルールを提供しており、環境関連の主張については、完全に正しいことが示されなければならず、正しさについて広告者が立証責任を負うと定められているため、違反の主張は短期間・低コストで行うことができ、多くの個人や NGO が申し立てを行っているという。

イギリスでは、消費者保護は競争および消費者保護当局である競争・市場庁（CMA）と広告基準局に担われている。2021年9月、CMA はグリーンクレームコードを発表し、誤解を招くような環境主張をする企業に焦点を当てる意向を発表した。CMA は2022年7月、ファストファッション小売業者に対する初のグリーンウォッシング調査を発表した。また2021年12月、広告実務委員会と放送広告実務委員会は、誤解を招く環境主張と社会的責任に焦点を当てた環境関連広告の問題に関する既存の規則をマーケティング担当者や広告代理店が解釈できるようにするための「広告ガイダンス」を発表した。それ以来、広告基準局は、有名銀行によるものを含め、グリーンウォッシングに関する数多くの指摘を行っている。また、グリーンを主張した企業に対するサンクションの引き上げが予定されていることなども¹²⁴⁾、間接的に影響を与える可能性がある。

120) Camilla Hodgson and Sarah White “TotalEnergies target of lawsuit to test ‘greenwashing’ in advertising” 3 march 2022 Financial Times (<https://www.ft.com/content/bdef4e7a-7bc9-4061-968a-a68d9aa32771>). 2023年に Total 社は不正確な主張を広めたとしてグリーンピースを提訴したが、2024年に訴訟無効とされている。

121) Civil Court of Paris, 19 April 2022, No 20/10498. パリ法廷は宣伝目的の表現で科学的言明ではなく、受け手が情報を補完可能であり、消費者に混乱をもたらしていないとした。

122) 不公正取引方法指令のほか、オランダ民法典、サステナビリティ広告ガイドライン（消費者・市場監督局策定、2023年6月改訂）、環境広告コード（自主規制機関である広告基準基金 ASF が設定、2023年2月1日に改正、Code voor Duurzaamheidsreclame, CDR）がエンパワメントの役割を担っており、法律上の責任はオランダ民法典 6：193c 条、同 6：193d 条、同 6：194条および不法行為に関する 6：162条のもとで争われ、救済は損害賠償となる。

123) “Dutch court rules KLM ads ‘misleading’ in greenwashing case”, 20 Mar.2024 Financial Times (<https://www.ft.com/content/5169410d-427e-4156-ba08-f17284c477ca>)

Dieselgate 事件

消費者によるサステナビリティ関連訴訟の例として、ディーゼルゲート事件が挙げられる。フォルクスワーゲン社（以下 VW 社）の自動車部門における排出ガス不正は、欧州各国および域外各国に輸出されている自動車の購入者（およびその所在国）からの補償・修理の請求を引き起こした¹²⁵⁾。VW 社は補償の拡大に難色を示したが¹²⁶⁾、2025年8月8日、EU 司法裁判所判決は¹²⁷⁾、EU 全域の車両保有者の正当な補償を求め、補償は車両登録後であっても、またソフトウェアアップデートについても求めることができることを明らかにした。

もっとも、この事件は排出量に係る表示の虚偽が問題となったものの、消費者は燃費の改ざんによる追加的支出に対する救済を得ることを求め、政府も救済のために動いただけとも考えられる。イタリアでは、63,000人の消費者を要する NGO が集団訴訟を提起し、VW 社に対し、虚偽の表示が不公正な商慣行指令第2005/29/CE（イタリアでは政令第145/2007号により実施）違反（誤解を招く商慣行）にあたり、イタリアの消費者の契約の自由の権利が侵害されたとして、購入した車両の価値の低下に等しい直接的な経済的損失を被ったと主張した。地裁は一人当たり3,000ユーロの損害賠償と300ユーロの慰謝料（合計2億ユーロ兆の賠償額となる）を認めたが、控訴審ではリコールによる損害の消滅の主張が認められている（2024年に和解し補償実行中）¹²⁸⁾。

3-3 日本

日野自動車事件¹²⁹⁾

日本でも Dieselgate に類似の事件が発生している。2020年12月23日に、日野自動車が不

124) 2023年4月に発表されたデジタル市場・競争・消費者法案は、特定の誤解を招くグリーン主張に対して企業に最大で世界売上高の10%の罰金を科す権限を CMA に与えた。Harrison et. al. “The UK Digital Markets, Competition and Consumers Bill: major reform of CMA powers” 9 May 2023, Mayer Brown, (<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2023/05/the-uk-digital-markets-competition-and-consumers-bill-major-reform-of-cma-powers>)

125) EU 全域にわたる補償を求める動きの経緯について、European Commission Coordinated actions, “Dieselgate” (https://commission.europa.eu/live-work-travel-eu/consumer-rights-and-complaints/enforcement-consumer-protection/coordinated-actions/dieselgate_en) 参照。たとえば、中国共産党当局は2017年9月7日に VW グループに書簡を送り、影響を受けたすべての車を速やかに修理するよう促したといい、同グループは2020年まで無料修理の提供を継続した。その一方で、2018年7月、欧州委員会と各国の消費者当局の消費者保護協力ネットワーク（以下 CPC）が主体となって、VW 社に対し、修理後に問題が発生した場合の完全かつ明確な保証を要請した。CPC は2021年9月28日にディーゼル車の販売に関する VW の商慣行が EU 消費者保護法に違反していると結論付ける宣言を発表し、これ以上の訴訟を避けるための適切な解決を求めた（VW は自動車購入時にドイツに居住する EU の消費者にのみ補償することに同意しており、ドイツ国外に居住する欧州消費者への自発的な支払いとは正当化されないとの立場であった）。

126) 一連の訴訟について、The European Consumer Organisation “Seven Years of Dieselgate A never-ending story” (https://www.beuc.eu/sites/default/files/publications/BEUC-X-2022-130_Dieselgate_7th_report.pdf) 参照。

127) ECLI: EU: C: 2025: 604

128) Altroconsumo v. Volkswagen Aktiengesellschaft and Volkswagen Group Italia S.p.A, Sentenza n. 2260/2023 pubbl. il 16/11/2023 RG n. 217/2022 Repert. n. 2341/2023 del 16/11/2023.

正の端緒を発見し、アメリカでのエンジン認証を受けられない可能性を発表した。日野自動車は第三者委員会と共に日本市場にも不正の調査を拡大し、2022年3月4日には最終的に2002年以降日本市場の車両に搭載するエンジンの排ガスおよび燃焼効率について詐欺的行為があったことを確認した。

国内消費者に対しては、2023年10月3日に燃焼効率不達成および自動車トン税増分についての補償が発表され、1台当たり20万円程度の補償が用意された。他方で、外国の消費者は各国で訴訟を提起した。アメリカでは2022年8月5日に訴訟が提起され、和解により2億3,750米万ドルの支払いが約された。2024年9月26日のカナダの消費者との和解においては5,500万カナダドル、同年12月25日のオーストラリア消費者との和解においては870万豪ドルを支払、またアメリカの規制当局に対して12億米ドルの罰金の支払いを行っている。

訴訟は排ガス規制の遵守を促すかもしれないが、管轄によって補償の額が異なっていることに対する不満が¹³⁰⁾見られるところからも、もし企業の存立を脅かす額の損害賠償が求められた場合に、国境を越え、あるいは本論文が概観するような属性の異なるステイクホルダーが救済を求める場合に、不均衡が顕在化する可能性を示唆するとも考えられる。

4. 投資家による訴訟

会社への資金拠出者は、企業の気候変動対策に対してどのような行動を取っているのだろうか。株主が経営陣の責任を問う株主代表訴訟は、アメリカでは大規模石油会社に対する管理責任のほかは¹³¹⁾ DEIに関連した会社の約束が果たされていないこと等を理由とするものが多かったが¹³²⁾、後者については近年ではDEIを企業が強制することが反差別である、あるいは行政庁が推進することが権限踰越であるとの主張が強まっている¹³³⁾。イギリスでは

129) 前掲注21。

130) 前掲注22。

131) In re Exxon Mobil Corp. Derivative Litigation Lead Case No. 3: 19-cv-1067-K (Consolidated with Nos. 3: 19-cv-1068-K; 3: 19-cv-2267-K; 3: 20-cv-1280-K; 3: 20-cv-2302-K; 3: 20-cv-2295-K & 3: 21-cv-0430-K) (N.D.Tex, Dallas Div. Sep. 24, 2021)

132) Lee v. Fisher, Case 3: 20-cv-06163-SK, (N.D. Cal. Sep. 1., 2020; Ocegueda v. Zuckerberg, Case No. 20-cv-04444-LB, (N.D.Cal. Jul. 20, 2020; In re Danaher Corp. S'holder Derivative Litig., Civil No. 1: 20-cv-02445, (D.D.C. Sep. 1, 2020); City of Pontiac Police & Fire Ret. Sys. v. Jamison, Case No. 3: 20-cv-00874 (M.D. Tenn. Oct. 9, 2020). n re McDonald's Corp. S'holder Derivative Litig., 289 A.3d 343, 349 (Del. Ch. 2023)

133) Mike Delikat, Stacy Kray, and Carolyn Frantz, Orrick Herrington & Sutcliffe LLP, "Trends in ESG Litigation and Enforcement" Harvard Law School Forum on Corporate Governance, posted on August 10 2023, (<https://corpgov.law.harvard.edu/2023/08/10/trends-in-esg-litigation-and-enforcement/>), DEI 関連訴訟の近時の動向については松井智予「商事法務を考えるヒント (21) 多様性推進: 政策と自主的取組みの難しい関係: Chris Brummer and Leo E. Strine, Jr, Duty and Diversity を読んで」商事法務2392号46頁参照。

Client Earth v. Shell 訴訟が注目を集めたが、訴訟に適しないと判断されたようである¹³⁴⁾。

一方、アメリカでは証券訴訟が発生しており、虚偽開示の責任を問う法律構成が活用されているが、これはアメリカ以外の法域ではほぼみられない。

4-1 アメリカ

4-1-1 非財務開示関連規制の動向

SEC は、バイデン政権下においては気候変動開示に積極的だった。SEC は、2021年3月4日に執行部門内に「気候・ESG タスクフォース」を設置した。2022年3月下旬、SEC の検査部門は、2022年の検査優先事項の中で「グリーンウォッシング」という用語を使用し¹³⁵⁾、今後数か月間に SEC が特に注意を払う特定の活動について説明した。これにより、2021年以降、非財務情報開示について、上場企業、投資信託、その他の公的投資手段が自社の ESG ポリシーや資格について誤解を招くような主張をしている場合に事前の指摘（行動が表明した ESG の取り組みと一致しているかどうか、開示内容が記録に示された内容と一致しているかどうか、また、測定可能、検証可能、証明可能な統計およびデータであるかどうかの評価が求められる）がなされるようになった。たとえば、「環境に優しい」エネルギーファンドを標榜しつつ、再生可能エネルギー源に投資する割合が低い投資信託は、言明の撤回や当該割合で「環境にやさしい」という評価を下すことができる根拠、今後の割合引き上げ方針の開示などが求められたという¹³⁶⁾。

SEC は、2022年5月に投資顧問、ファンド等向けの ESG 開示規則案を公表し（2025年6月12日撤回）¹³⁷⁾、さらに同年に上場企業、投資信託、その他の投資手段による開示における ESG 関連（特に気候関連開示）のギャップや虚偽記載に焦点を当てて執行を強化するための規制を策定すると発表し、2024年に気候情報開示規則の導入を発表した。同規則の内容は、2022年3月に発表された基準改定¹³⁸⁾に沿って、規則 S-K にサブパート1500を、また規則 S-X に14条を追加し、登録者にその戦略・事業運営の結果や財務状況に影響を与える気候変動

134) 後掲注182参照。

135) SEC は、検査優先事項の発表のなかで、公的投資ピークルが「パフォーマンス広告やマーケティングなどで、ポートフォリオ選択に考慮または組み込まれた ESG 要因を誇張または誤って表現していないかどうか（例：グリーンウォッシング）」に焦点を当てると述べた。

136) SEC 検査部の2023年検査優先事項では「グリーンウォッシング」という言葉は明示的に使用されなかったが、「ESG 製品が適切にラベル付けされているかどうか、およびそのような製品を個人投資家に推奨することが投資家の最善の利益のために行われているかどうか」を検査すると述べられており、2024年に向けた気候変動規則制定の動向と考え合わせれば、SEC がグリーンウォッシングに重点を置いた執行を優先事項としていたことが分かる。Brad A. Molotsky, “The SEC and its continued focus and enforcement of “Greenwashing” by Alek Smolij” 17 Apr. 2023, LEXOLOGY (<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=48394234-c001-467c-81a7-ef88481e3c32>)

137) 前掲注106のほか、板津直孝「ESG ファンド等に対する SEC の情報開示規制案—ESG ウォッシュの懸念と投資家保護—」野村サステナビリティクォーターリー2023spring p86, Final Rule Enhanced Disclosures by Certain Investment Advisers and Investment Companies About Environmental, Social, and Governance Investment Practices (<https://www.sec.gov/rules-regulations/2025/06/s7-17-22>)

を特定し、評価し、またそれへの対応ポリシーを記述するよう求めるものであった。

2024年3月6日、SECは気候関連開示規則の最終版を公表したが、負担軽減のためにスコープ3の開示および一定規模以上の気候関連リスクにかかる注記の要請は削除された。また、同ルールにかかる訴訟が複数起こされ、第8巡回区控訴裁判所で統合審理されることになった¹³⁹⁾。SECは規則の執行を停止したのち、擁護を行わないことを決議した¹⁴⁰⁾。ただし、国際的に活動する企業や、開示義務を規定する州法に服する企業は引き続き開示を行うと考えられる¹⁴¹⁾。

4-1-2 証券訴訟

気候変動開示規制の目的は投資判断の正確性への寄与にあり¹⁴²⁾、企業としては、企業の経営方針の開示の誤りがグリーンウォッシュとなることによって投資家を誤導することを避けるために開示を限定したいというインセンティブが働きやすい。特に企業が警戒するのはイベント・ドリブン訴訟である。株主は、環境負荷が少ない製品であるとか、リスクマネジメントが優れている等の開示に対し、事後的に製品や設備が自然災害に耐えられず事故を起こしたり、約束した経営方法が実行できていなかったことが明らかになり、失望により価格が下落した際に、虚偽記載にかかる10b-5を原因とする証券訴訟によって、株価下落損害につき企業に賠償請求する可能性がある¹⁴³⁾。私人の提起する証券訴訟の絶対的な数や勝訴割合は高くないもののESGアクティビストによる証券訴訟は定型化しており、判例も環境や健康、安全など多岐にわたる開示に関する申し立てについて、これらを認める判決が出ており、通常の財務内容の虚偽記載にかかる訴訟は減少傾向にあるなか、非財務情報についての訴訟は増加が見込まれるとされる¹⁴⁴⁾。また、同様の主張に基づきSECが罰金を科し又は訴訟を提起する場合もあり、その罰金額・和解額も多額に上っている。このイベント・ドリブン訴訟のリスクは、気候変動開示規則の成否と無関係である。

138) Securities Exchange Commission, “FACT SHEET, Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures” (<https://carboncredits.b-cdn.net/wp-content/uploads/2022/03/SEC-Carbon-Disclosure-Overview.pdf>).

139) 石橋武昭、平井健之「米国証券取引委員会（SEC）の気候関連開示規則が最終化、日本企業がすべきことは」 pwc インサイト04Jul. 2024 (<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability-disclosure-standards/vol02.html#:~:text=SEC%E3%81%8C2022%E5%B9%B43>)

140) Press Release “SEC Votes to End Defense of Climate Disclosure Rules For Immediate Release” 2025-58

141) “PwC’s Second Annual State of Decarbonization Report” (<https://www.pwc.com/us/en/services/esg/library/assets/pwc-sustainability-decarbonization-2025.pdf>)

142) 國見和史「海外 TOPICS 米国の ESG 答申開示規制案をめぐる議論」（2022）野村総合研究所 Financial Information Technology Focus2022.10 14頁。

143) 詳細な法律構成・解釈論について王子田誠「米国における ESG 情報の不実開示に関する民事責任について」早稲田法学94巻3号（2019）253頁。

144) Subodh Mishra, “Event Driven Securities Litigation” Posted on 18 Dec. 2020 Harvard Law School Forum on Corporate Governance (<https://corpgov.law.harvard.edu/2020/12/18/event-driven-securities-litigation/>)

近年の米国の著名なグリーンウォッシュ関連の処分・訴訟には次のようなものがある。

a. Exxon Mobile 訴訟¹⁴⁵⁾

2016年のエクソン・モービル社に対する証券詐欺訴訟に係る2017年7月の修正訴状で¹⁴⁶⁾、原告株主らはエクソン社が証明済みの石油・ガス埋蔵量（技術的かつ商業的に回収可能な石油）の価値と量を誇張して、重大な虚偽かつ誤解を招くような発言をしたと主張した（同社はその後、埋蔵量を20%減らす可能性を発表）。また原告らは、エクソン社が炭素の代替コストを組み込むことで「温室効果ガス排出を規制する政策の見通しを明確に考慮した」評価システムを使用しているという公開報告書を発表した¹⁴⁷⁾が、エクソン社の内部会計数値が公表されたものと異なっていたことが文書で明らかになった（この情報の不記載が同社の株価を人為的に高騰させた）と主張した。

エクソン社は却下を申し立て、ニューヨーク州司法長官が起こした同様の気候関連証券訴訟におけるエクソン社の2019年の勝訴を引用した¹⁴⁷⁾（同判例で裁判所は、開示が投資家にとって誤解を招くか、または重大であることを原告が立証できなかったと判断した¹⁴⁸⁾）。エクソン社は、テキサス州の訴訟における原告の主張はニューヨーク州の訴訟と似ており却下されるべきであると主張した（2022年3月31日却下¹⁴⁹⁾）。

b. ダニマー・サイエンティフィック社訴訟¹⁵⁰⁾

投資家らは、2020年に特別買収会社（SPAC）との事業統合を通じて株式を公開したバイオプラスチック企業、ダニマー・サイエンティフィック社に対して集団訴訟を起こした。ダニマー社の主力製品は、同社が100%生分解性であると主張するノダックスと呼ばれるプラスチック代替品だった。しかし、同社がSPACとの合併に際して行ったデュー・ディリジェンスの結果等に対し、報道により製品が海洋や埋立地で完全に生分解するという特性は誇張されているとの批判がなされ、上場後同社の株価は下落した。投資家らは、ダニマー社が自社製品が環境に優しい特性と持続可能性を有するとして重大な虚偽かつ誤解を招くような発言をし、グリーンウォッシングを行ったと主張した。ダニマー社は却下申立てで、生分解性

145) Ramirez v. Exxon Mobil Corporation et al., 3: 16-cv-03111 (ND Tex. Nov 7, 2016)

146) Consolidated Complaint Filed on 26 Jul. 2017 (<https://climatecasechart.com/case/ramirez-v-exxon-mobil-corp/>).

147) People v. Exxon Mobil Corp., No. 452044/2018, 2018 WL 5306631 (N.Y. Sup. Ct. 2018)

148) Oliver Milman, "ExxonMobil faces trial over allegations of misleading investors on climate crisis", posted on 22 Oct. 2019 The Guardian (<https://www.theguardian.com/business/2019/oct/22/exxonmobil-trial-climate-crisis-allegations-misleading-investors->)

149) Roger E. Barton, "The greenwashing wave hits securities litigation" Sep. 23, 2022, Reuters (<https://www.reuters.com/legal/legalindustry/greenwashing-wave-hits-securities-litigation-2022-09-22/>)

150) In re Danimer Scientific, Inc. Securities Litigation (1: 21-cv-02708) District Court, E.D. New York

に関する同社の主張はノダックスの素材にのみ適用されるものであり最終製品には適用されないと反論した。同社は「原告はダニマー社の主張を裏付ける認証や科学研究に矛盾する主張を一切していない」と主張した。2024年9月27日、第二巡回区控訴裁判所は同じ主張に基づく別件につきニューヨーク地裁の却下判決を支持し、関連訴訟はすべて却下されたが¹⁵¹⁾、ダニマー社は2025年3月18日にチャプター11を申立てた。上場の方法である SPAC 合併にかかる開示のハードルが高まっていることを示す例といえる¹⁵²⁾。

c. Vale SA 訴訟

2022年4月、SEC はブラジルの上場鉱山会社 Vale SA を証券詐欺で告発した¹⁵³⁾。

2019年1月、Vale が運営するダム（ブラジルのブルマジーニョダム）が決壊し、270人が死亡するとともに、約1,200万立方トンの有毒な鉱山廃棄物が流出し、地元の水源を汚染した。この事故により Vale の時価総額は40億ドル減少した。SEC は、鉄鉱石採掘の潜在的に有毒な副産物を封じ込めるために建設された尾鉱ダムが、国際的に認められた基準を満たしていないことを Vale が知っており、故意にデータを操作し、ダムの安全性を監査する第三者から情報を隠蔽して、ダムの安全性と安定性に関して投資家に虚偽かつ誤解を招くような発言をした（年次持続可能性報告書には、ダムの安全性に関して Vale が「最も厳格な国際慣行」を順守していると記載されていた）として同社を告発した。

Vale 社の弁護士は判事宛ての書簡で、ダムの決壊は合理的に予見できなかったことを理由に、訴訟棄却の申し立てを行う意向を示した。また Vale 社は、SEC の主張に反対し、同社は適切な外部関係者に必要な情報開示をすべて行っており、虚偽の記述や記載漏れは投資家にとって重要ではなかったと主張しようとした¹⁵⁴⁾。最終的に Vale 社は SEC と和解して5,590万ドルを支払った（「不正に得た」とされる利益の返還2,500万ドルを含む）¹⁵⁵⁾。

SEC の訴訟提起以前に投資家からの証券詐欺訴訟の2件の和解があったとされ¹⁵⁶⁾、SEC

151) Swanson v. Danimer Scientific, Inc. 23-7674-cv 2e Cir., Rosencrants v. Danimer Scientific, Inc. 1: 21-cv-02708 E.D.N.Y.

152) “Danimer Scientific Triumphs as Misrepresentation Lawsuit Stemming from SPAC Merger Gets Dismissed” 4 Oct. 2023, World Litigation Forum (<https://worldlitigationforum.org/news/danimer-scientific-triumphs-as-misrepresentation-lawsuit-stemming-from-spac-merger-gets-dismissed/>)

153) SEC “Press Release: SEC Charges Brazilian Mining Company with Misleading Investors about Safety Prior to Deadly Dam Collapse” 2022-72 (<https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2022-72>)

154) Securities and Exchange Commission of the United States v. Vale, S.A. (1: 22-cv-02405) (<https://www.courtlistener.com/docket/63269801/securities-and-exchange-commission-of-the-united-states-v-vale-sa/>)

155) SEC “Press Release Brazilian Mining Company to Pay \$55.9 Million to Settle Charges Related to Misleading Disclosures Prior to Deadly Dam Collapse” 2023-63 (<https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2023-63>);

156) In re Vale S.A. Sec. Litig., No. 19-CV-526-RJD-SJB (E.D.N.Y. Mar. 31, 2022) (<https://casetext.com/case/in-re-vale-sa-sec-litig-4>)

との和解の後も投資ファンドが同様の事実で証券詐欺を原因として Vale を提訴している¹⁵⁷⁾。

これらの訴訟は、単なる CO₂排出量の試算の誤りでなく、特定の重要な事業の見込みや安全管理にかかる評価が誤っていたために一定の「事故」や「修正」といったイベントが起きてしまった場合に、当該イベント後に提起される「イベント・ドリブン訴訟」である¹⁵⁸⁾。このイベント・ドリブン訴訟の法律構成には難しい点があり、原告の主張は多分に後付けの主張を含んでいる。従来であれば、ESG 情報が開示されない状態でも、取締役の信任によって、会社の開発方針は株主により承認されたと扱われたであろう。安全管理や商品特性の評価についても、それが将来的にも維持されるかどうかの不透明なことは投資時点で株主側も織り込み済みであり、このように投資家も経営者も同じ不確実性の地平に立っているような場合に、結果として株式価格が大きく変動しても、マテリアリティは否定されうるのではないかとの指摘がある¹⁵⁹⁾。また、従来であれば、主として投資家に任意に説明した内容にかかる表示が問題となったものであるところ、誤解を招く、あるいは誇張した説明があっても、それに基づいて投資家が株式を購入したのか、また仮に投資や商品の内容が当該説明・表示の通りであっても事故を防げなかったのではないかと、といった、相当因果関係の立証が障害となりうることから、開示についても同様に考える余地もある¹⁶⁰⁾。

さらに、価格の水増しがあったことをどう示すか、非開示の場合や開示前の場合など、どの状態と対比すべきかといった技術的な問題もある¹⁶¹⁾。そうした問題を立証のなかでどう原告が立証し、あるいは企業が反論するかが、現在問題となっている。

非財務情報についてはアメリカ法上セーフハーバー・ルールが設けられているが、上記訴訟の一部で罰金が奏功していることを考えると、イベント・ドリブン訴訟で問題とされる「虚偽記載」が常に免責される情報に係るものかは事案ごとに異なるだろう。勝訴の確率は高くないものの、罰金や是正措置が奏功した場合、その企業負担は巨額となる可能性がある。

157) Orbis Global Equity LE Fund (オーストラリア登録) 他対 Vale SA 他, No. 1: 21-cv-06590 (EDNY 2023)。

158) <https://corpgov.law.harvard.edu/2020/12/18/event-driven-securities-litigation/>

159) James J. Park “ESG Securities Fraud” posted on May 15, 2023 Harvard Law School Forum on Corporate Governance, は、ESG リスクの重要性につき、Basic v. Levinson 事件のテスト（合併等将来シナリオが不確実なケースで、発生確率と重大性を勘案すべきとしたもの）を用い、リスクが本質的に不可知である場合や計算できないリスクを反映している場合に、リスクに関して企業とその投資家との間に意味のある非対称性はないと考え、訴訟を却下すべきであると主張する（<https://corpgov.law.harvard.edu/2023/05/15/esg-securities-fraud/>）。

Aneil Kovvali, *ESG AND SECURITIES LITIGATION; A BASIC CONTRADICTION* 73 Duke L.J.1229 (2024) も参照。

160) James R. Carroll Jay B. Kasner Scott D. Musoff Alisha Q. Nanda Noelle M., “*Developments and Trends in Securities Litigation: Mid-Year Update 2020*” Oct. 28, 2020 Skadden/Key Takeaways (Reed <https://www.skadden.com/insights/publications/2020/10/key-takeaways-developments-and-trends>)

d. SEC による BNY メロン社への罰金・是正措置

2022年5月、SEC は投資会社 BNY メロンに対し、ESG 関連の重大な虚偽記載および記載漏れ（特定の投資信託の投資は「ESG 品質レビュー」を受けたと表現されていたが投資のすべてが実際にレビューを受けたわけではなかった）による、投資家への虚偽の説明があったと告発した（150万ドルの罰金、是正措置）¹⁶²⁾。

e. SEC による DWS Investment Management Americas への罰金¹⁶³⁾

2023年9月25日、SEC は資産運用会社 DWS に対し ESG グリーンウォッシングを原因とする罰金の制裁を科したことを発表した¹⁶⁴⁾。SEC は、ESG 投資プロセスについて虚偽の記述をしたとしてドイツ銀行の子会社である DWS インベストメント・マネジメント・アメリカズ社を提訴した。SEC は特に、DWS が「顧客や投資家に信じさせたように、グローバル ESG 統合ポリシーの特定の条項を適切に実施しなかった」こと、および「ESG 統合製品に関する公式声明が正確であることを保証するために合理的に設計されたポリシーと手順を採用および実施しなかった」ことを問題とした。DWS は告訴を解決するため、1,900万ドルの罰金を支払うことに同意した。フィナンシャル・タイムズの報道では¹⁶⁵⁾、SEC は DWS の元 ESG 責任者の内部告発をきっかけに、2年前にグリーンウォッシングの調査を開始しており¹⁶⁶⁾、ESG 規則案の公表等より前から問題視していたことが分かるが、内部告発規則により告発者が報奨を受ける場合には、同様の処分が他にも発生する可能性がある。

新規上場会社の倒産や内部告発、現地住民の被害など、以上の事例には投資家以外の第三者が強い利害関係を有しており、サステナビリティ開示にかかるイベント・ドリブン訴訟に訴訟技術の問題のほかに、再分配の手法や結果が望ましいかという問題があることを示唆す

161) Meritt B. Fox and Jpshua Mitts, “Event-Driven Suits and the Rethinking of Securities Litigation” The business Lawyer Vol. 78, “Winter 2022-2023 p1. 水増しされた株価が訂正報告書によって正しい金額に収束するという認識に対し、①そもそも誤表示によって水増しが起きていたのか、②fraud on the market の主張において対比される状況は、株価を膨張させるようなステイトメントをしなかった状況であって、正しいステイトメントをした状況ではない、③株価膨張を推測する指標としては誤ったステイトメントの効果が訂正報告書による是正の効果よりも正しいが、情報を出さないほうが誤った情報を出すよりも市場がネガティブに反応する場合には、訂正開示の効果のほうが正しいかもしれない④いずれにせよ③の推測は不正確になりうると指摘。いずれの近似値も用いられない場合には、ミスステイトメントが大きく価格に影響したかどうかを見極める方法がなく、原告は誤った声明がその時点で重要な株価の押上効果があったという説得力あるイベントスタディを提出できる見込みがあると主張できなければ却下されると主張。

162) In the Matter of BNY Mellon Investment Adviser, Inc., Administrative Proceeding File No. 3-20867 (Date Filed: May 23, 2022; Date of Qualifying Order/Judgment: May 23, 2022)

163) In the Matter of DWS Investment Management Americas, Inc., Adm. Proceeding File No. 3-21707, Date Filed Sep. 25, 2023

164) SEC Press Release “Deutsche Bank Subsidiary DWS to Pay \$25 Million for Anti-Money Laundering Violations and Misstatements Regarding ESG Investments” For Immediate Release 2023-194

165) Financial Times Sep. 25 2023, “Deutsche Bank’s DWS to pay \$25mn to settle SEC probes”

166) Jeoff Schweller, “SEC Issues Record Penalty for ESG Greenwashing Violations” 27 Sep. 2023, Kohn, Kohn & Colapinto (<https://kkc.com/esg/sec-issues-record-penalty-for-esg-greenwashing-violations/>)

る。リスクをとったはずの投資家が、イベント発生後に訴訟によりリスクを会社に転嫁して収益を回収すること（各国の投資家および監督機関が別々に賠償を求めることで問題が増幅される）が、ステイクホルダーに良くない効果を及ぼす問題もあるのではないか¹⁶⁷⁾。例えば、企業の存立に影響するような大規模な環境汚染が発覚してすぐに証券訴訟が起き、現地の補償より前に企業が財務的に苦しくなれば、現地の操業における安全管理を放棄したり、補償未済のまま倒産したりして、逆に当該操業で損害を受けた当事者が救済されなくなる可能性がある。ESGに関連するイベント・ドリブン訴訟の増大傾向は続く可能性がある¹⁶⁸⁾、そもそも被害を受けたステイクホルダーとは別に投資家やSECがリターンを得る仕組みが望ましいのだろうか。こうした点を指摘し、被害を受けたステイクホルダーとは別に投資家やSECがリターンを得ることの望ましさを疑問視する記述もみられる¹⁶⁹⁾。

そのように考えると、証券訴訟およびSECの（企業・ファンドへの）行政処分は、制裁というより投資商品のスクリーニングや投資/経営方針の説明をより多角的でわかりやすい形になるよう誘導するものとして構築することが望ましいだろう。

4-3 アメリカ以外における証券訴訟

ESG関連の非財務情報の虚偽記載にかかる証券訴訟が活発化することは、企業の開示のリスクを高める。では、証券訴訟がアメリカ以外に波及する可能性はないのだろうか。実務においては、EUでも基準ができたことで、今後企業が自社に関連する金融商品の内容について発信する場合に、目論見書の情報が不完全でグリーンウォッシングに該当すると主張する損害賠償請求が発生する可能性があるとの見解や¹⁷⁰⁾、アメリカでの企業の非財務情報開示に対するSECのより厳格な調査と罰則、および証券訴訟の増加という趨勢に着目して、EUのESG開示ルールがアメリカで証券訴訟の火種になるのではないかと指摘もみられる¹⁷¹⁾。

EUにおける企業の不実開示に対する民事責任の追及は、理論的には Non-Financial

167) Richard Langdon; Kelly Wilcox, WTW “Greenwashing, financial institutions and securities actions in the English courts – only a question of time” 18 March 2024, AIMA (<https://www.aima.org/article/greenwashing-financial-institutions-and-securities-actions-in-the-english-courts-only-a-question-of-time.html>)

168) Emily Sanders, ExxonKnews “Congressman: DOJ Investigation of Big Oil Is Now “Even More Urgent” Following Shell Revelations” 23Jan. 2024 DeSmog (<https://www.desmog.com/2024/01/23/congressman-doj-investigation-of-big-oil-is-now-even-more-urgent-following-shell-revelations/>)

169) James J.Park, “ESG Securities Fraud”, 58 Wake Forest L. Rev. 1149 (2023) at footnote 7, manuscript (<https://lowellmilkeninstitute.law.ucla.edu/wp-content/uploads/2022/08/ESG-Securities-Fraud-August-2.pdf>) at p30, 前掲注25 Thom Wetzer et.al.

170) 前掲注114, Uebis.

171) “The Informed Board summer 2023: The EU’s New ESG Disclosure Rules Could Spark Securities Litigation in the US”, Skadden “The Informed Board” Summer 2023, (https://www.skadden.com/-/media/files/publications/2023/09/the-informed-board/the_eus_new_esg_disclosure_rules_could_spark_securities_litigation_in_the_us.pdf)

Reporting Directive のもとでも（具体的な国の法によっては）可能であったはずであるが、実績はないようである。

ドイツでは¹⁷²⁾、不実開示責任については因果関係の立証の問題や救済方法（契約締結損害）の実効性の問題があるため実績が増えず¹⁷³⁾、金融商品についてドイツ DWS のグリーンウォッシングに対する Bafin 調査がみられる程度だったようである¹⁷⁴⁾。ディーゼルゲート事件においては、2020年に情報不開示による相場操縦を理由としてドイツ検察が VW 役員を刑事訴追したという¹⁷⁵⁾。しかしこの訴訟は、詐欺罪のほうが訴額が大きいことから一時停止され、詐欺罪が成立しなかったため2023年に審理の復活が要求された¹⁷⁶⁾。しかしその後、最高責任者の健康問題により中断が続いており¹⁷⁷⁾、罰則が科されるかどうかの結論は不透明である。また、フランスにおける企業注意義務法の対第三者責任規定も、文言上は投資家に対する責任を含みうるものではあるが、民事証券訴訟は要件が厳しい一方で提起するインセンティブがないため問題がないと理解されているようである。このような状況をもとに、EU では、NFRD を発展させた Corporate Sustainability Reporting Directive の策定に際しても、NFRD と同様のサンクションとなることを前提に¹⁷⁸⁾、セーフ・ハーバー・ルールなどは設けていない¹⁷⁹⁾。

イギリスの裁判所も、不実の流通開示に関する取締役の民事責任については極めて慎重な態度を取ってきており、EU の透明性指令の採択後に責任が発生する可能性が生ずると、金融サービス市場法90A 条・90B 条を制定して不実開示の民事責任の対象となる開示書類に対し (a) 当該情報に依拠 (in reliance on the information) して証券を取得しており、かつ、(b) 取得の時点および状況において、開示情報に依拠することが合理的でなければならないことを規定し (FSMA 90A 条 3 項)¹⁸⁰⁾、具体的な取引における認識を要求し、訴訟に抽象的な「市場に対する詐欺」の防止機能を持たせることを否定している。コモンウェルスでも、投資信

172) 前掲注114, Uebis.

173) 島田志帆「ドイツにおける適時開示義務違反の責任」立命館法学2016年4月（368号）237頁・同「ドイツ法における目論見書責任と会社の過失」法学研究89巻1号（2016）。

174) Financial Times “DWS shares slide after greenwashing claims prompt BaFin investigation” 27 Aug. 2021 (<https://www.ft.com/content/0eb64160-9e41-44b6-8550-742a6a4b1022>)

175) Joe Miller, “Germany charges six Volkswagen executives over Dieselgate” Financial Times Jan. 14 2020

176) “VW’s Dieselgate: Ex-CEO market manipulation trial to resume” DW, Dec. 28 2023.

177) Christian Amann, “Ex-VW Winterkorn’s diesel scam trial suspended due to ailing health” Reuters, Oct. 02 2024.

178) “Q & A: The EU Corporate Sustainability Reporting Directive—Who Does It Apply To and What Should EU and Non-EU Companies Consider” 10 Sep. 2023, Skadden (<https://www.skadden.com/-/media/files/publications/2023/10/qa-the-eu-corporate-sustainability-reporting-directive100923.pdf>)

179) EY「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査報告書概要」2024年3月29日 (<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240417/02.pdf>)

180) 川島いづみ「イギリス法における不実の情報開示に関する民事責任」早稲田社会科学総合研究第13巻1号（2012）31頁

託販売における商品表示の虚偽にかかるグリーンウォッシングについて、やオーストラリア ASIC のバンガードに対する訴訟（勝訴・罰金）¹⁸¹⁾がみられた程度であった。

ヨーロッパでは、企業のファイナンスに関してサステナビリティの責任を問う訴訟は、むしろ金融機関への責任追及訴訟の形をとる¹⁸²⁾。

企業の ESG 関連の開示にかかる責任追及が会社法上の訴訟として現れる可能性については、イギリスの金融行為規制機構（FCA）は、グリーンウォッシングのリスクは認識しているものの、グリーンウォッシングに対する強制措置を講じる権限はまだ行使しておらず、代わりにガードレールの設置、グリーンウォッシングを対象とした最初の持続可能性開示要件（SDR）セットの開発、および企業と協力して行動を変えてもらうことに重点を置いているという¹⁸³⁾。また、非財務情報開示に関する取締役席にのセーフハーバー・ルールが金商法でなく会社法上に設けられている¹⁸⁴⁾。

一方、ステイクホルダーが株主としての地位に基づき取締役に対して訴訟を提起した例が報告されている¹⁸⁵⁾。イギリスにおける、企業のネットゼロ達成の失敗について取締役に個人的な責任を負わせようとする最初の訴訟である、*ClientEarth v Board of Directors of Shell*¹⁸⁶⁾である。2022年3月、ClientEarth（気候関連のチャリティー団体）は株主としての立場で、シェルの13人の執行取締役と非執行取締役に訴訟前通知を送付した。ClientEarth は、シェルの取締役会は、会社の成功を促進する方法で行動せず、合理的な注意、スキル、

181) ASIC Media Release (24-061MR) “ASIC wins first greenwashing civil penalty action against Vanguard” Mar. 24 2024

182) Fairfax, J., Gupta, A. “First Climate Lawsuit Against a Commercial Bank: NGOs Take Legal Action Against BNP Paribas for Funding Fossil-Fuel Development” Apr. 27, 2023, OSLER (<https://www.osler.com/en/insights/updates/first-climate-lawsuit-against-a-commercial-bank-ngos-take-legal-action-against-bnp-paribas-for-fund/>); Theodora Natoudaki, “Double Trouble: The Rise of Greenwashing and Climate Litigation for Banks” 26 Jan. 2024 Sustainalytics (<https://www.sustainalytics.com/esg-research/resource/investors-esg-blog/double-trouble--the-rise-of-greenwashing-and-climate-litigation-for-banks>)

183) Rachel Chambers & Katherine Tyler, “Developments in Regulatory and Private Action against Greenwashing” 17Apr. 2023, Oxford Business Law Blog (<https://blogs.law.ox.ac.uk/oblb/blog-post/2023/04/developments-regulatory-and-private-action-against-greenwashing>)

184) イギリス Company Act 2006 第463条（3）は、「取締役は、戦略報告書（strategic report※Company Act 2006第414CB 条により気候関連財務情報の記載も求められる）等における不実開示の結果として会社が被った損害について、当該不実開示について知っていたか、又は重大な過失 reckless があった場合に限り、当該会社に対してのみ責任を負う」とする。イギリスの開示については、川島いづみ「非財務情報に関する開示規制の高度化」早稲田社会科学総合研究第20巻1号（2022年12月）参照。

185) LSE policy publication, “Global trends in climate change litigation: 2024 snapshot” 27 June, 2024 (<https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/publication/global-trends-in-climate-change-litigation-2024-snapshot/>)

186) “ClientEarth starts legal action against Shell’s Board over mismanagement of climate risk” Client Earth Press release 15 March 2022, Wynne Lawrence & Nigel Brook, “Insight on the Global trends in climate change litigation: 2022 snapshot” 01 Jul. 2022 Clyde & Co, (<https://www.clydeco.com/en/insights/2022/07/insight-on-the-global-trends-in-climate-change-lit>)

および勤勉さを発揮しなかったとし、取締役会がパリ協定に真に沿った気候戦略を採用・実施しなかったことは、英国会社法に基づく取締役の義務違反であると主張した。英国高等裁判所は、2023年に訴訟の継続許可申請を却下した¹⁸⁷⁾。却下の理由は、本訴訟がメディアの関心を引くものである（NGO の実際の目的である可能性）こと、環境はシェルの取締役が天秤にかけなければならなかったさまざまな競合要因の1つにすぎず、ClientEarth は、取締役の行動がシェルのような規模と複雑さを持つ事業の取締役会に与えられた合理的な裁量の範囲外であることを証明していないということ、専門家の証拠を欠くなど手続上の要件が遵守されず、訴訟への対応に誠意がないことに求められた¹⁸⁸⁾。

イギリスでは、2006年会社法第263条に基づき、裁判所は、派生訴訟の続行を許可するかどうかを決定する際に、関係株主が継続を求める際に誠実に行動しているかどうかなど、多くの裁量的要因を考慮でき、ClientEarth が会社の株式を27株しか保有していないにもかかわらず、非常に大規模で複雑かつ重要な請求において会社全体を代表して救済を求める権利があるべきだと主張していたという事実は、同団体の本当の利益が、株主全体の利益のためにシェルの成功をどのように促進するかではないという明確な推論を生じさせると判断されたという。裁判所はさらに、ClientEarth に対し、シェルの提出書類の作成と口頭審理への出席にかかる「相当な」費用の支払いを命じる（通常の派生訴訟では生じない）ことでペナルティを与えている。

事業会社でなく投資受託者の取締役に対する派生訴訟も2023年に提起されたが¹⁸⁹⁾、株主は投資会社の投資方針を直接に問題とすべきであり、取締役の裁量権行使の誤り（会社が2050年までにカーボンニュートラルになる方針を発表したにもかかわらず取締役が化石燃料への直接的および間接的な投資に伴う財務リスクに対処するための適切な計画を策定できなかったこと）は会社が追求すべきであると整理され、訴訟は却下されている¹⁹⁰⁾。

4-4 日本におけるイベント・ドリブン訴訟

日本においては、サステナビリティ開示の法制化はまだ行われていないが、イベント・ドリブン訴訟に類似する主張とそれに対する反論は、不祥事発覚後に段階的に記載の訂正をする必要が明らかになってきた場合の対応という形ですでに判例で検討されており（東京地裁令和2年12月10日）、不祥事によって訂正が明らかになった場合も同様である（高松高裁令和6年4月18日判決（東芝役員に対する金商法21条の2、民法709条等に基づく損害賠償請求訴訟））。予想外の下落は仕組債であることから生じたものであり、その価格下落リスクは

187) *ClientEarth v Shell plc and other* [2023] EWHC 1137 (Ch), *ClientEarth v Shell plc and other* [2023] EWHC 1897 (Ch)

188) *Id.* EWHC1897 (Ch) p10-13.

189) *McGaughey -v United Superannuation Scheme Ltd* [2023] EWCA Civ 873

190) *Id.* para.182-186.

投資家が引き受けているとする判例など（東京地裁令和3年10月28日判決）、主張を否定する根拠にはばらつきがあるが、裁判所は総じて原告の主張に対しては冷静であるように思われる。ただし、日野自動車のエンジン検査不正による株価下落についても、弁護士事務所が証券訴訟を考える投資家を募っているなど¹⁹¹⁾、不祥事に際して、投資家がイベント・ドリブン訴訟にグリーンウォッシュの主張を絡めることは比較的容易と考えられる。現在、サステナブル開示については、将来情報等を対象とするセーフハーバー・ルールを定めることが議論されている。

一方で会社法においては、従来から電子力発電所の運営をめぐる株主代表訴訟を不当訴訟と考える可能性が議論されていたが¹⁹²⁾、耳目を集める訴訟における理論的な応接の不足が理由となって訴訟を却下するといった ClientEarth 訴訟の枠組みに類似するとも考えられる。また、実際により大きな事故が起きた際に株主が訴訟提起した例として、東京電力株主代表訴訟が挙げられるが、その主張枠組みについては議論がありうる。

429条については、1項について間接損害にかかる第三者への損害賠償請求訴訟を制限する判例（東京高判平成17年1月18日（雪印食品損害賠償請求事件控訴審判決））が出ているが、同条2項2号ロの事業報告記載の虚偽にかかる責任の請求権者や請求ができる範囲等は明確でない。

5. リーガルコストとバックラッシュ

リーガルコストの計測をさらに難しくする要因として、ESG への取り組みをステイクホルダーが評価することの難しさだけでなく、ESG への取り組みを奨励する制度自体へのバックラッシュが存在することが挙げられる。ヨーロッパにおいてすら、KlimaSeniorinnen et al. v. Swiss 事件に対する2024年4月9日のECHR判決¹⁹³⁾に対しては、スイスの多くの地域・人口の望みを反映した判決でないとして強い反対運動が生じた¹⁹⁴⁾。特にアメリカにおいては、もともと誤った発言による証券訴訟のリスクの増大や、世論対立の激化により、有力なファンドやその責任者も Green に関連する事項については口をつぐむ（Green-Hushing）ようになっており¹⁹⁵⁾、ファンドが ESG 格付けを中止したり、企業が ESG に関する外部への

191) <https://yma-law.jp/news/hino/>

192) 吉澤卓哉「不当な株主代表訴訟提起に対する損害賠償請求」損害保険研究58巻2号135頁以下。

193) KlimaSeniorinnen V. Switzerland, Application no. 53600/20 ECHR Strasbourg, 9 Apr. 2024.

194) Odermatt, Jed: What the Court Didn't Say: The ICJ's Climate Opinion and the Politics of Judicial Restraint, Verf Blog, 2025/7/30, <https://verfassungsblog.de/what-the-court-didnt-say/>, DOI: 10.59704/ca.99.ffd.6303150/e.

195) John Zadkovich, "Greenwashing and the rise of green-hushing" Posted: 18/01/2023 Penningtons Manches Cooper, (<https://www.penningtonslaw.com/news-publications/latest-news/2023/greenwashing-and-the-rise-of-green-hushing>)

情報発信を減らしたりする動きがあった¹⁹⁶⁾。さらに2025年には明確に大きな政策変更がみられ、その一環として訴訟も抑制される可能性がある(5-1)。次に、企業のなかでも2でみた被害者救済訴訟の対象となりやすい資源会社にはこれに反発する動きがあり、訴訟や株主提案を妨害したり(5-2)、本社を移転したりする対応(5-3)がみられる。最後に、開発地となっている途上国にも、開発に反対できない政策的理由がある場合がある(5-4)。

5-1 アメリカにおける状況変化と政治的反発

アメリカにおいては、異なる属性の投資家から、ESG政策の推進提案と反対提案が同時に提起されており¹⁹⁷⁾、2025年のトランプ大統領就任後にはその動きがさらに顕在化した。2024年時点で反ESG訴訟の顕著な増加が報告されており¹⁹⁸⁾、行政庁の権限・予算の剥奪や事業にかかる政策決定など、政策全体の傾向も反ESGに傾くなか、経営者は政策的後押しなく自律的にESGを推進することを求められている。州レベルにおいても、もともと石油会社を抱えるテキサス州、石炭を算出するモンタナ州など環境影響の強い(共和党支持の)州法が投資におけるESGの考慮を制限する立法を行っており¹⁹⁹⁾。民主党が強いカリフォルニア州やニューヨーク州ではサステナビリティについての情報開示の義務付け立法に熱心であり²⁰⁰⁾、現在でもカリフォルニア州の気候情報開示法であるSB-253(GHG排出量)、SB-261(気候リスク)、AB-1305(カーボンオフセット)は2026年開始予定である。

他方、ESGを制限する立法提案の内容は強硬で²⁰¹⁾、州法レベルで特に金融機関にボイコットやスクリーニング、ESGスコアの考慮を禁止し、これを行う金融機関と政府との取引を禁止する²⁰²⁾などの措置がみられる。

196) Kari Hayden Pendoley, "The Undermining of ESG Might Be Working, But It's Ultimately Irrelevant" 25 Sep. 2023 (<https://caia.org/blog/2023/09/25/undermining-esg-might-be-working-its-ultimately-irrelevant>)

197) 株主提案の多くは、ESGを推進する提案が占めるが、一方で、GHG排出削減やDE & Iの拡大を妨げることを狙った反ESGの株主提案も存在する。最も、こうした提案は市場関係者というより、国立公共政策調査所や国立法律政策センターなどの保守的なシンクタンクから出されており、反ESG提案はこれまで最高でも3.4%しか支持を集められていないとの報告がある。北村佳代子「反ESGを読み解く」オルタナ2023年11月8日記事 (<https://www.alterna.co.jp/105284/>)。

198) LSE "snapshot 2025" at p43.

199) Abigail Gampher Takacs, "ANALYSIS: Most of Top Climate-Affected States Restrict ESG (I)" 11 Oct. 2023, Bloomberg law (<https://news.bloomberglaw.com/bloomberg-law-analysis/analysis-most-of-the-top-climate-affected-states-restrict-esg>)

200) Brenna Both, "ESG Investing Laws Diverge in Red and Blue States: Explained" 14 Aug. 2023 Bloomberg Law (<https://news.bloomberglaw.com/in-house-counsel/esg-investing-laws-diverge-in-red-and-blue-states-explained>)

201) 反ESG法の内容と分布の一覧。Morrison Foerster "Anti-ESG legislation" (<https://www.mofo.com/esg-resources/anti-esg-legislation>)

202) Matteo Tonello, The Conference Board, Inc., "Regulatory Shifts in ESG: What Comes Next for Companies?" Harvard Law School Forum on Corporate Governance, posted on Apr. 12, 2025

5-2 企業による訴訟の妨害・却下申立て

気候変動訴訟の主要なターゲットとなる企業は、損失を回避できないことから反駁や逃避を試みている。2023年9月16日、カリフォルニア州の8つの市と郡は²⁰³⁾、エクソン他の石油会社5社に対して²⁰⁴⁾、気温上昇によってもたらされる脅威について証拠を誤って伝え、隠蔽することにより、州法に違反したと非難し、異常気象による損害に対する補償と、地球の気温上昇の影響に備えるための新たなインフラ建設の費用を賄うために、数十億ドルの拠出を求めた。

エクソンは、同州の自治体当局が同社を提訴することで憲法修正第1条の権利を侵害したとして、テキサス州最高裁判所に、12人以上の同州の自治体職員に対する法的措置を追求し、ルール202（企業が宣誓の下で個人に質問し、法的措置が提起される前であっても文書へのアクセスを要求できるようにする規則で、有罪の証拠集めに有利）の適用を求めた。同条項を適用することで、職員らに出張の負担を強いたり宣誓の圧力をかけ、戦略的に訴訟を遅らせようとしているのではないか（SLAPP 訴訟）と主張されている²⁰⁵⁾。エクソン社はまた、修正第1条による保護をも主張した²⁰⁶⁾。

エクソン社は株主提案についても強硬姿勢を取る。同社は石油開発企業として多くの環境関連株主提案（オイルメジャー5社のうち唯一スコープ3削減目標を事業計画に取り入れていないため、入れることを要求するもの）にさらされてきたが、2024年にこのうちアルジュナ・キャピタルからの提案を却下するよう申立てを行った²⁰⁷⁾。

こうした株主提案は、世界的な石油供給の逼迫、消費者のエネルギーコストの上昇、そしてロシアのウクライナ侵攻後のエネルギー安全保障への懸念の高まりにより低調となっており、たとえば Follow This の提案の支持率は2022年の28%に比べ、23年は10%にとどまっている。エクソン社は、株主がスコープ3目標をすでに拒否しており、提案株主らが同社の既

203) California Government Press Release “Attorney General Bonta Announces Lawsuit Against Oil and Gas Companies for Misleading Public About Climate Change” Sep. 16, 2023

204) Carol Alvarado, “California sues 5 major oil companies, accuses them of deceiving public over the risks of fossil fuel use” 16 Sep. 2023, CNN;

205) 2025年3月19日、ダコタ地裁は Energy Transfer LP v. Greenpeace International (30-2019-0V-00180 N.D. Dist. Ct.) において、環境評価のやり直し等によってプロジェクトの再考を求めるグリーンピースに対し、名誉毀損で6億6,700万ドルの支払いを明じた判決が出された。グリーンピースは、現在EUで2024年に採択された反SLAPP指令を初めて利用し、判決に異議を唱えている。グリーンピースの主張につき、Isabella Kaminski, “SLAPP attack: The clap-back against lawsuits that threaten climate activism” Oct 5, 2022, (<https://www.the-wave.net/slapp-attack/>)。

206) Chris McGreal, “How Exxon is using an unusual law to intimidate critics over its climate denial” Jan. 28, 2022, The Guardian (<https://www.theguardian.com/environment/2022/jan/18/exxon-texas-courts-critics-climate-crimes>)

207) Beatrice Bedeschi “ExxonMobil lawsuit signals turning point in climate shareholder activism” Mar. 14, 2024 Gas outlook (<https://gasoutlook.com/analysis/exxonmobil-lawsuit-signals-turning-point-in-climate-shareholder-activism/>)

存事業を縮小させることを意図した変更を求めて運動しているにすぎず、株主提案は活動家団体（小規模株主）が「イデオロギー的得点を狙って株主提案手続を乗っ取った好例だ」としている²⁰⁸⁾。この訴訟は、5月22日に継続を肯定されたが²⁰⁹⁾、6月18日に争点への反論を示さないまま、投資会社アルジュナ・キャピタルが、今後エクソンに温室効果ガス関連の決議を課しないと約束したことを受けて、判断に適しないとして却下された（気候関連提案を株主委任状から除外できるとの裁判所の包括的判断には至らなかった²¹⁰⁾）。この事案では、同じ提案が何度も繰り返されてきており、エクソン社 CEO は株主提案権の濫用と述べている。エクソン社の訴訟方針は、大手公的年金基金から批判され、取締役解任に賛成票を投ずる議決権行使を促すファンドもあったが、取締役の留任は95%の賛成で可決されたという²¹¹⁾。

株主提案については、除外の可否は実質上 SEC がノーアクションレターの発出を拒否するかどうかにによって管理される。2025年2月12日に、SEC は発出方針を示すガイダンス（ESG 関連提案であることだけを理由に除外を認めることはないとの方針を含む）を取消すことを発表したが、現実にはそのような提案が顕著に除外されるようになったという実績はないという²¹²⁾。

5-3 自主的目標の後退、会社の撤退

アメリカだけでなく、外形的には EU 施策のスปีドダウンや有志組織の退潮（ネット・ゼロ保険同盟（NZIA）²¹³⁾やネットゼロのためのグラスゴー金融同盟（GFANZ）からの参加者脱退）が目立ち、サステナビリティの自主的取り組み自体は続いているが、これをスロー

208) Sabrina Valle, "Exxon case against activist shareholder can proceed, US judge rules" Posted on 23 May 2024, Reuters (<https://www.reuters.com/sustainability/boards-policy-regulation/exxon-case-against-activist-shareholder-can-proceed-judge-rules-2024-05-22/>)

209) Spencer Kimball, "Judge rules Exxon can sue activist shareholder over climate proposal" 22 May 2024, CNBC (<https://www.cnn.com/2024/05/22/judge-rules-exxon-can-sue-activist-shareholder-over-climate-proposal.html>)

210) Cydney Posner "Exxon court challenge to Arjuna shareholder proposal survives dismissal" Posted on 4 June 2024, Harvard Law School Forum on Corporate Governance, (<https://corpgov.law.harvard.edu/2024/06/04/exxon-court-challenge-to-arjuna-shareholder-proposal-survives-dismissal/>)

Timothy Smith, "ExxonMobil's Lawsuit Against its Shareholders: A Cautionary Tale" Posted on 12 June 2024 (<https://corpgov.law.harvard.edu/2024/06/12/exxonmobils-lawsuit-against-its-shareholders-a-cautionary-tale/>)

211) Richard Vanderford, "Exxon Lawsuit Against Activist Shareholders Thrown Out" 18 June 2024, Wall Street Journal (<https://www.wsj.com/articles/exxon-lawsuit-against-activist-shareholders-thrown-out-31c2e211>)

212) Liz Walsh, Anna T. Pinedo, and Jennifer Zepralka, Mayer Brown LLP, "Shareholder Proposals in the Wake of Staff Legal Bulletin 14M" Harvard Law School Forum on Corporate Governance, posted on May 29, 2025.

213) NZIA はアメリカで「組織立って顧客の GHG 排出削減を促す取り組みは反トラスト法違反の可能性はある」として共和党からの反対を受けた。仏アクサ、英ロイズ保険組合、独アリアンツ、東京海上、MS & AD、損保ホールディングスなどの著名な保険会社がプログラムから脱退し、現在の NZIA 加盟社数はピーク時の30社から11社に減少したとされる。

ガンとした組織化の動きは停滞しつつある。GFANZ は、2021年の COP26で発足した金融機関の有志連合で、加盟企業には厳しいネットゼロ達成のための基準遵守が求められ、またガイドラインにおいて化石燃料企業への資金提供制限、新規石炭事業への融資の停止などが定められていた。しかしウクライナ侵攻によりエネルギー源に関する考え方が見直され、石炭への回帰が広がり、ネットゼロの実現へのハードルは高くなったこと、アメリカで政治家や規制当局からの ESG・反 ESG 双方の圧力が高まったことなどで、米銀大手は脱炭素化ルールの遵守が難しくなり、2022年の同ガイドライン制定に際して脱退を視野に入れた強い反対を示し、国連による義務付けを意味する文言は削除された²¹⁴⁾。トランプ政権発足後は日本の金融機関の多くも脱退している。

シェル社は2021年11月、本社機能をロンドンに移転すると述べた²¹⁵⁾。これは、同年10月にオランダ裁判所から排出ガス削減目標強化を指示する判決が出たこと²¹⁶⁾、同裁判所には同社の責任を認めた強力な先行判例²¹⁷⁾があったことに関連していると考えられている。

移転後に発表された事業計画においては、従前同社はエネルギー製品の正味炭素強度を2030年までに2016年のレベルから20%、2035年までに45%減少させ、2050年までにネットゼロにすると述べていたが、新たな指標では2030年までに15~20%の減少を目標としており、また、2035年の目標も引き下げている。移行のペースと進化が不確実なため、このような長期の暫定目標は役に立たなかったと経営陣は述べており、さらに2030年代に向けて後で新たな目標を導入する可能性があるとして述べた²¹⁸⁾。Client Earth (Milieudefensie) は株式保有に基づきイギリスでもシェル社取締役を代表訴訟により訴えたが、前述のとおり裁判所は訴訟を許可しなかった²¹⁹⁾。

5-4 投資協定や途上国の政策との調整

最後に、気候変動により住民が大きな不利益を被りつつも、開発に係る規制を厳格に執行

214) 木内登英「グラスゴー金融同盟 (GFANZ) 設立1年で壁に：段階的な移行をしっかりと助けることが金融の役割」2022年11月9日 NRI ナレッジインサイト (<https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/1st/2022/fis/kiuchi/1109>)

215) Reuters, "Shell ditches the Dutch and moves HQ to London in share overhaul" 51 Nov. 2021 (<https://edition.cnn.com/2021/11/15/investing/shell-structure-london/index.html>)

216) 2021年5月26日の判決により、RDSは2030年末までにCO₂排出量を2019年比で少なくとも正味45% (自社の排出量のほか生産する石油の使用による排出量を含む) 削減することを求められており、判例によれば、努力義務の結果として、RDSは化石燃料採掘の新規投資を断念したり、化石資源の生産を制限したりする可能性があるとしていた。また、ETSでは全世界の排出をカバーできないこと、競争力低下があるかは不透明なことから、抗弁も認められなかった。2022年4月25日、Milieudefensieはシェルの取締役会に書簡を送り、2021年5月26日の判決に従うための緊急措置を求め、不作為による第三者に対する個人責任リスクについて警告しており、RDSの事業は現に大きな制約を受ける状況にあったといえる。

217) 前掲注45 Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc. 参照。

218) Financial Times "Shell revises climate targets as it plans to keep gas business growing" 14 Mar. 2024 (<https://www.ft.com/content/d38f4488-f31e-451a-9837-ab9dcc3ccb70>)

219) 前掲注182以下参照。

しないとされるグローバル・サウス側の事情も見ておこう。前述のとおり、国際的な開発に関して ISD (ISDS) 条項が結ばれている場合、投資家が投資先の国での協定違反を理由とした賠償請求を求めて仲裁を申し立てることが許されており、これによって現地政府の裁量が制約されている場合がある。また、政府の側に自国の産業の発展のために開発を止めたくないという意向がある場合もある。開発の進む現地での訴訟が、実際に進められるそうした開発とどのような関係に立つのかは難しい問題となりうる。

a. ブーゲンビルの閉鎖銅鉱山関連訴訟

パプアニューギニアの住人が、1970年代と1980年代に同国のパングナ銅・金鉱山を運営していた鉱業大手リオ・ティント社および現地鉱業会社に対し、数十億ドルの補償を求めた。同鉱山は、世界有数の規模であったが、環境被害と鉱山の利益の不公平な分割に対するコミュニティの怒りが高まる中、1989年に地元の人々が鉱山を強制的に閉鎖し、パングナの送電線を爆破し、操業を妨害した。PNG 政府は、自国民に対して軍隊を派遣し、外資系鉱山を再開した。その後ブーゲンビルを中心に10年にわたる内戦が勃発し、2001年の和平まで続いた²²⁰⁾。閉鎖時には30年後の再開が約されたという²²¹⁾。政府はブーゲンビル自治州の独立に際して銅鉱山の再開は必要との立場であり、こうした住民訴訟には反対しているといわれる²²²⁾。

b. ブラジル銅鉱山責任追及訴訟

2015年11月に Vale/サマルコ社の尾鉱ダム（マリアナダムなどと呼ばれる）が決壊し、現在複数の損害賠償請求事件が欧米で提起されている。この事故で、大量の鉱滓が600km にわたって放出され、19人の命が奪われ、ドーセ川流域の数百の町に影響を与えた²²³⁾。当初ブラジルで責任を問う訴訟が開始され、政府が50億ドルの損害賠償を求めたが、同裁判で責任の及ぶ可能性のあるサマルコ社の出資者（BHP と Vale）に責任が及ぶ可能性があるとの判断を示した。政府は200億リアル（50億ドル）の損害賠償を求めたが、サマルコ社が賠償に応じることを拒否したため、これら親会社の資産を凍結した²²⁴⁾。その後の進行が満足の

220) ブーゲンビルを含むパプアニューギニアは、第二次世界大戦後には豪州が施政権を持つ国際連合における信託統治領の一部となった。その後、信託統治領は1975年、現在のブーゲンビル自治州を含めたまま、パプアニューギニア独立国として独立したが、1988年、パプアニューギニア軍、ブーゲンビル革命軍（BRA）、その他の現地グループによるブーゲンビル内戦が発生した。

221) Leanne Jorari, "Panguna mine at centre of bloody Bougainville conflict set to reopen after 30 years" 11 Feb. 2022, the Guardian (<https://www.theguardian.com/world/2022/feb/11/panguna-mine-at-centre-of-bloody-bougainville-conflict-set-to-reopen-after-30-years>)

222) "Thousands of Bougainville residents support lawsuit against mining giant" posted on 25 Jul. 2024 RNZ (<https://www.rnz.co.nz/international/pacific-news/522991/thousands-of-bougainville-residents-support-lawsuit-against-mining-giant>)

223) 同事故の規模について、「サマルコ社の鉱山廃水ダム決壊事故、史上最悪規模に認定」2016年1月27日記事 (https://megabrazil.jp/20160127_27658/)

いくものでなかったため、約70万人の被災者、46の自治体、企業および宗教団体が、英豪系資源大手BHP ビリトンおよびブラジルの多国籍企業 Vale に対して、英国の裁判所に訴訟を提起している。企業は、2024年10月18日のプレスリリースで最終和解に到達した²²⁵⁾。この事件および2019年のブルマジーニョダム事件については、並行して海外でも訴訟提起されている²²⁶⁾。これらの訴訟は上記和解によっては解決されず、追加的な請求が発生するリスクはまだ高い。

これに対し、ブラジル最大の鉱業会社らを代表するブラジルの鉱業研究所（Ibram）は、地方自治体が外国の裁判所に訴訟を起こすのを防ぐために、最高裁判所に訴訟を起こした²²⁷⁾。同団体は、連邦政府が海外での訴訟に関与することは違憲であると主張している。海外訴訟に関与している自治体の首長からなる“ドーセ川の防衛と再生のための公共コンソーシアム（Coridocce）”が同訴訟への参加を求め、今後ブラジル国内で議論がなされる予定である。同研究所は、地方自治体が海外で提起した訴訟は、行政の管轄外であり、憲法の実原則とブラジル国家の組織に準拠していないこと、ブラジル司法府の監視下にないため、ブラジルの法秩序を守り、社会の平和を維持するための基本である手続きの透明性と検察庁の参加が損なわれていることを問題視している。また、国外での訴訟が鉱業部門に及ぼす悪影響に触れ、「地方自治体が海外で行う動議は、連邦政府の同意を得ていなければならない」と主張した。

c. メキシコ沖合リン酸塩採掘問題

メキシコでは、カリフォルニア沖でリン酸塩を採掘するオデッセイ社と現地の漁業組合との間で、開発にかかる紛争が発生しており、2018年にメキシコ政府はいったん鉱山開発を拒否した。しかし、同社は2019年に投資家と国家の紛争解決（ISDS）を用いてメキシコを提訴し、国内裁判所を迂回して開発を進めることが決定された²²⁸⁾。

224) ロイター通信「ブラジル裁判所、ダム決壊めぐり BHP とヴァーレの資産凍結」2015年12月21日 (<https://jp.reuters.com/article/world/-idUSKBN0U30Y3/>)

225) (<https://vale.com/w/definitive-settlement-mariana>)

226) この決壊については2024年3月19日に7つの自治体が、オランダにおいてヴァーレとサマルコの子会社を訴えており、またブルマジーニョ市が、2019年に決壊したヴァーレダムの安定性報告書に署名したコンサルタント会社であるテュフ・スードに対するドイツでの訴訟に参加している。

227) Leo Rodrigues, “Mining companies move to stop cities from filing lawsuits abroad” 19 June 2024 Agencia Brasil (<https://agenciabrasil.ebc.com.br/en/justica/noticia/2024-06/mining-companies-move-stop-cities-filing-lawsuits-abroad#>)

228) Laura Paddison, “How a US mining firm sued Mexico for billions-for trying to protect its own seabed” 31 Jan. 2024, theGuardian (<https://www.theguardian.com/environment/2024/jan/31/how-a-us-mining-firm-sued-mexico-for-billions-for-trying-to-protect-its-own-seabed>)

6. 小括

見てきた通り、企業の属性により、どのような不法行為や消費者救済が請求されるかは明確に異なっており、国や地域によっても訴訟形式や救済には特有の傾向がある。したがって、多様なステイクホルダーによる請求が錯綜することはあるものの、地域や業種別に見れば、どの消費者や地域住民がどのような救済を求めるかは比較的明瞭であり、国ごとの枠組みを崩さずに環境・人権関連の認証や基準が強化されていくのであれば個々の企業にとっては現状はリスク分析と対処が可能とも考えられる。

もっとも、訴訟の数や勝訴可能性、損害賠償額は、気候変動や人権意識の高まりとともにさらに増加する可能性があり、ある地域のあるステイクホルダーへの救済が、企業全体の存続や将来的なステイクホルダー分配できる利益に影響を与える場面は増加する可能性がある。日本では、本稿で見てきたいずれの分野においても訴訟が活発でなく（むしろ株主としての地位に基づく請求が目立っている）、消費者や住民に対する法的な救済枠組みよりも投資家としての権利のほうが行使しやすい状況にある可能性がある。マクロ的に見ればサステナビリティという包括的なスローガンは世界的に退潮するかもしれないが、具体的・個別法分野における訴訟が減少する理由はなく、国際的な救済枠組みと足並みをそろえて国内のステイクホルダーを救済するための法整備も進めなければ、日本国内での救済は世界水準と乖離していくだろう。

そこで第一に、日本国内において訴訟による外部不経済の適切な内部化が可能となるよう、各種ステイクホルダーの救済の姿勢・ロジックが一貫しているかを検証することが必要である。各国は民法の不法行為、労働法他の人権擁護にかかる法律、景表法や競争法などの取引の公平を図る法律を持っており、優先されるステイクホルダーは法域ごとに異なり得る。また民事損害賠償および刑罰・行政罰などのインパクトも法域ごとに異なる。さらに、経済安全保障や資源確保といった政策的な考慮に基づく再分配や補償・救済があり、救済のされやすさが異なるかもしれない²²⁹⁾。しかし、すべての分野で訴訟が低調な日本では、適切な分配を論ずる契機自体が失われているのではないか。

また、私人のエンパワーメントによるサステナビリティの達成の効率性全般についての考察も必要だろう。環境負荷を軽減するために水平訴訟を動員することについては、非効率であるという批判の一方で、ベストプラクティス等を含めた責任水準の引き上げを可視化する働きをすると積極的に評価する主張もある²³⁰⁾。会社法分野におけるサステナビリティ開示規制全般についても、そうした問題は存在する。たとえば、公益に関連する課題を企業に洗い出させ、リスクベースで取り組ませ、その内容を開示・報告させ（場合によっては公益通報の形で告発させて明るみに出し）、私人による権利実現に頼って衡平を回復（ステイクホ

ルダー・エンパワーメント)すると同時に行政もチェックをするという形で執行される。しかし、多様なステイクホルダーに一律の情報が開示されることの合理性という問題のほか²³¹⁾、開示をして意見を聴取したところで変更できない政策もあり²³²⁾、また開示の内容によってエンパワーメントを受けることが期待されるステイクホルダーと、実際に積極的に権利実現に動く私人とが一致しない可能性がある。こうした重複や欠落で発生するリーガルコストも踏まえてステイクホルダーの救済を議論できるよう、理論的分析により見通しをよくしておく必要もあるだろう。

本論稿は JSPS 科研費23724366の助成を受けたものです。

(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

229) 私人による企業への責任追及と国家の主権による政策遂行とは複雑な関係に立つ。たとえば、ブラジルでは森林開発・鉱物採掘を優先する政策がとられた時期があり、先住民の同意等憲法で定められた制限に関わらず保護区を鉱業に開放する大統領令が推進されたり (Sue Branford and Thais Borges, “Bolsonaro’s Brazil: 2020 could see revived Amazon mining assault — part two” 31 Dec. 2019 Mongabay.com, (<https://news.mongabay.com/2019/12/bolsonaros-brazil-2020-could-see-revived-amazon-mining-assault-part-two/>), 違法な伐採をなくすために伐採をすべて合法化する法案が提出されたりした。Meghie Rodrigues, “To end illegal deforestation, Brazil may legalize it entirely, experts warn” 20Dec.2021, Mongabay.com (<https://news.mongabay.com/2021/12/to-end-illegal-deforestation-brazil-may-legalize-it-entirely-experts-warn/>)。一方で、こうした政府の立場にも関わらず、外国での環境汚染訴訟によって (たとえばブラジルでの大豆栽培に伴う森林破壊について、環境 NGO が米国で訴訟を提起した Michael Holder, “Cargill faces legal complaint in US over alleged soy deforestation ‘failures’” 04 May 2023, Business Green (<https://www.businessgreen.com/news/4113289/cargill-legal-complaint-us-alleged-soy-deforestation-failures>), 大企業ほどブラジルへの環境配慮を要求され、環境負荷の高い小規模開発が増加するかもしれない。

230) Phillip Paiement, “Reimagining the Energy Corporation: Milieudefensie and Others v Royal Dutch Shell PLC” (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4218965)

231) ESG 関連報告はある程度の評価軸の設定が必要だが、多様なステイクホルダーが存在する ESG 開示においては、たとえば AI による加工によってアカウンタビリティや信頼性が低下する可能性がある。中尾悠利子「AI による ESG 評価—モデルと情報開示分析」(同文館出版・2023)。

232) 事業上の秘密については行っているかどうかも含めて開示できない分野が存在しうるし、そうした秘密や企業の将来的な事業活動計画を制約する場合に、その理由を説明できない場合がありうる。また、事業や雇用の性質から国外への拠点移動ができない産業などもある (ベオリア社とスエズ社の2021年合意など)。